

概要版

令和5年度

包括外部監査の結果報告書

「市民生活部に係る事務の執行について」

令和6年3月

福井市包括外部監査人

齋藤 栄慶

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 監査対象期間	1
4. 監査対象所属	1
5. 事件（テーマ）を選定した理由	1
6. 外部監査の方法	2
(1) 監査の要点	2
(2) 主な監査手続	3
7. 監査の実施期間	3
8. 監査の結果	3
9. 包括外部監査人の補助者	3
10. 利害関係	3
11. その他	3
(1) 用語について	3
(2) 金額について	4
第2章 監査対象の概要	5
1. 第八次福井市総合計画及び第4次福井市環境基本計画との関係性	5
(1) 第八次福井市総合計画について	5
(2) 第4次福井市環境基本計画について	8
2. 福井市市民生活部の組織機構及び事務内容	12
(1) 組織機構	12
(2) 福井市市民生活部の事務内容	15
3. 市民課の概要	18
(1) 市民課窓口の配置	18
(2) 各拠点における取扱件数及び収支の状況	19
4. 市民協働・ボランティア推進課の概要	21
(1) 市民協働の推進に関する検証（平成30年2月）	21
(2) 取組施策の実施状況	21
5. 危機管理課の概要	26
(1) 過去の主な災害	27
(2) 福井市における対応	27
(3) 福井市危機管理計画における基本理念	27
(4) 平常時における危機管理体制強化の方針	28
(5) 緊急時における危機対策の方針	29
(6) 福井市危機管理計画と他の計画との関係性	30

6. 福井市清掃事務の概要	31
(1) 車両配置 (令和4年4月1日現在)	31
(2) 清掃関係予算	32
(3) 処理施設	34
(4) ごみ排出量の実績	35
(5) 燃やせるごみ持込量の処理実績	38
(6) 燃やせないごみ持込量の処理実績	39
第3章 監査の結果	40
1. 監査結果のまとめ	40
2. 主な意見	40
2-1. 市民課 (2-2. サービスセンター等管理運営費) (P.47)	41
2-2. 市民課 (2-6. 美山連絡所事務諸経費) (P.77)	45
2-3. 市民課 (2-9. 越廼連絡所施設管理費) (P.90)	48
2-4. 市民協働・ボランティア推進課 (4-2. 市民活動促進事業) (P.117)	49
2-5. 市民協働・ボランティア推進課 (4-5. 総合ボランティアセンター管理運営費) (P.125)	50
2-6. 危機管理局危機管理課 (5-11. 防災備蓄整備事業) (P.165)、(5-25. 防災ステーション管理運営事業) (P.205)	52
2-7. 危機管理局危機管理課 (5-23. 防災情報システム維持事業) (P.200)	59
2-8. 危機管理局危機管理課 (5-29. 沿岸警備協力隊活動支援事業) (P.216)	61
2-9. 環境事務所環境政策課 (6-12. 3R啓発事業) (P.245)	62
2-10. 環境政策課 (6-17. 浄化槽施設管理事業) (P.257)	64
2-11. 環境事務所収集資源センター (8-1. 古紙回収推進事業) (P.291)	66
2-12. (8-2. 地域清掃美化支援事業) (P.295)	67
2-13. (8-3. ごみ収集運搬資源化事業) (P.299)	68
2-14. 新クリーンセンター建設事務所 (10-2. ごみ処理施設整備事業) (P.338)	71

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

市民生活部に係る事務の執行について

3. 監査対象期間

令和4年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

ただし、必要に応じその他の年度についても監査対象とした。

4. 監査対象所属

No	監査対象所属
1	市民課
2	市民サービス推進課
3	市民協働・ボランティア推進課
4	危機管理局 危機管理課
5	環境事務所 環境政策課
6	環境事務所 環境廃棄物対策課
7	環境事務所 収集資源センター
8	環境事務所 クリーンセンター
9	新クリーンセンター建設事務所

5. 事件（テーマ）を選定した理由

市民生活部においては、市民の総合窓口として市民サービスの推進、消費者行政の推進、ボランティア活動の推進、並びに環境政策に関する事業等を実施している。

市民サービスの推進において、デジタル化の進展のためマイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済サービスの導入による窓口サービスの向上を進め、消費者行政の推進においては、消費者からの多岐にわたる消費生活相談への対応を行っている。

また、ボランティア活動の推進においては、昨今、災害が増加し、災害ボランティアの重要性が高まる中、ボランティアセンターの設置・運営などボランティアの活動を支援している。

さらに、地球温暖化による気候変動、自然災害をはじめとするさまざまな環境問題が深刻化してきている中、国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が提唱されている。

また、国は令和2年10月に令和32年（2050年）には国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを宣言している。

そのような中、福井市では、地球温暖化対策に貢献する「2050年ゼロカーボンシティ」を令和3年3月に宣言するとともに、ごみの減量化、エネルギーの有効利用などの環境負荷の低減に取り組んできている。特に、安定したごみ処理を継続するために、エネルギーをより効率的に回収することで、温室効果ガスを削減できる新たなごみ処理施設の整備を進めてきている。

具体的には、第八次福井市総合計画や第4次福井市環境基本計画に基づいて、「未来へつなごう 環境にやさしい持続可能なまち・ふくい」を実現するための取組を実施している。

このように、消費者である市民に身近な事業を展開する市民生活部の事業について、公益性、公共性の観点から、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が法令・規則等に照らして適切に実施されているか、さらには、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検証することに意義があると判断し、監査の対象とすることとした。

6. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

市民生活部に係る事務の執行について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているかを検討する。なお、具体的な着眼点は以下のとおりである。

①目標の達成状況

第八次福井市総合計画、第4次福井市環境基本計画で掲げている各数値目標の達成状況はどうか。

②3Eの観点

市民生活部の事務について、経済性、効率性、有効性の観点から適切に実施されているか。また、各事務事業についての成果指標の設定及び検証が適切に実施されているかどうか。

③合規性

市民生活部の事務について、法令、条例、規則、会計事務の手引き等の内規に沿って、適切に手続が実施されているか。

④公平性

市民生活部の事務について、公平性が確保されているか。

⑤組織体制

i)市民生活部の組織は適切かつ効率的な体制となっているか。

ii)市民生活部内の各所属の連携は適切に実施されているか。

(2) 主な監査手続

第八次福井市総合計画、第4次福井市環境基本計画を閲読するとともに、市民生活部より所属概要書、事務分掌表、調査票、予算要求概要書、歳入整理簿、支出命令一覧等の資料を入手し、主な事業内容等を把握するとともに、各種事業に対する質問事項をまとめ、当該質問事項等を踏まえ、市民生活部に対して、事業内容や数値目標の達成状況などのヒアリングを実施した。

また、歳入整理簿や支出命令一覧より各事業を理解する上で必要と監査人が判断した取引を任意で抽出し、事業内容の詳細を把握するとともに、執行伺等の内規に基づく、決裁等の運用が実施されているかどうかの検証を実施した。

さらに、必要に応じて、福井市役所本庁以外の外部施設を訪問し、実際の事業の現場や現金管理の状況、書類の保管状況、備蓄品の保管状況等を実地見聞した。

7. 監査の実施期間

令和5年6月1日から令和6年3月22日まで

8. 監査の結果

監査の結果については、「第3章 監査の結果」に記載しているとおりである。

監査の結果、指摘事項は0件、意見は114件であった。

9. 包括外部監査人の補助者

武田 敦（公認会計士）

武田 さおり（公認会計士）

内田 実穂子（公認会計士）

木野 仁彦（公認会計士）

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人と福井市との間には、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

11. その他

(1) 用語について

①指摘事項

法令や規則に対する逸脱事項（軽微なものを除く）や重大な非効率、不経済な事象に対する外部監査人の意見である。

②意見

指摘事項とはならない法令や規則に対する軽微な逸脱事項や軽微な非効率、不経済な事象に対する外部監査人の意見もしくは提案や所感である。

③ 3 E

Economy（経済性）、Efficiency（効率性）、Effectiveness（有効性）を示した用語であり、包括外部監査において最も重視している視点である。

(2) 金額について

千円未満については原則切り捨てとしている。しかし、一部福井市が作成した資料をそのまま利用しているため、その他の方法となっている箇所もあるが重要性はないと判断し修正は行っていない。そのため、合計金額が一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

1. 第八次福井市総合計画及び第4次福井市環境基本計画との関係性

(1) 第八次福井市総合計画について

福井市においては、将来都市像「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現に向けた、重点方針「豊かな地域づくり、輝く未来への挑戦」を掲げ、令和4年度から令和8年度の5年間の計画の期間とする第八次福井市総合計画を策定し、具体的な取組を実施している。

当該第八次福井市総合計画で掲げる基本的な取組の方向性である政策、及び具体的な取組内容である施策に基づいて、各所管課において、具体的な事業が展開されている。

福井市市民生活部における各事業内容と、第八次福井市総合計画に掲げる取組との関係性は以下のとおりとなっている。下記表の記載の構成は、第八次福井市総合計画における分野、政策、施策、市民生活部で実施されている事業名、担当所管課となっている。

このように、第八次福井市総合計画における目標が、各個別具体的な事業にまで落とし込まれている。

分野：市民福祉分野Ⅱ 住みよいまち

政策5：共生、協働に関する政策

誰もが尊重され、それぞれの個性や能力を發揮しながら、活躍できるまちをつくる

施策4：ボランティアの力を高め市民と行政が力を合わせる協働のまちづくりを進める

ボランティア活動支援事業	市民協働・ボランティア推進課
市民活動促進事業	市民協働・ボランティア推進課

政策7：環境に関する政策

環境にやさしい持続可能なまちをつくる

施策1：環境負荷低減の取組を推進する

ごみ焼却維持管理事業	クリーンセンター
ごみ収集運搬資源化事業	収集資源センター
環境美化推進事業	環境政策課
ゼロカーボンシティ推進事業 ※令和4年度は独立した事業としての展開はなし。	環境政策課
3R推進事業	環境政策課
古紙等回収推進事業	収集資源センター

	ごみ処理施設整備・運営事業	新クリーンセンター建設事務所
施策2：環境対策に積極的に取り組む企業を支援育成し、公害や不法投棄のない快適な生活環境を守る		
	環境保全事業	環境廃棄物対策課
	廃棄物対策事業	環境廃棄物対策課
施策3：自然や都市環境を守り育て、未来に伝える		
	自然環境創造事業	環境政策課
施策4：市民、市民組織、事業者、行政が共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進める		
	環境アドバイザー派遣事業 (環境保全事業の一部)	環境政策課
	環境推進会議推進事業	環境政策課
政策8：防災、安全安心に関する政策		
市民・事業者・他自治体等と連携して災害・事故に強い安全・安心なまちをつくる		
施策1：地域の防災力を高める		
	災害時マンホールトイレ整備事業	危機管理課
	防災備蓄整備事業	危機管理課
	自主防災組織支援事業	危機管理課
	防災関係職員専門研修事業	危機管理課
	防災ハンドブック作成事業 (防災活動事業の一部)	危機管理課
施策3：地域における防犯力を向上する		
	防犯隊活動支援事業	危機管理課
施策4：安全安心な消費生活を支える		
	消費者保護事業	消費者センター
	消費者教育・啓発事業	消費者センター
総合計画を推進するために		
取組2：市民サービスのさらなる向上		
	キャッシュレス決済推進事業	市民課含む複数課
	電子自治体推進事業	市民課・市民サービス推進課含む複数課

また、第八次福井市総合計画における施策の実施に伴い達成しようとしている数値目標（以下の表における○-×における○は政策番号、×は施策番号としている。）、並びに、上記記載の各事業における達成目標は以下のとおりとなっている。

各施策の数値目標	実施事業	各事業の達成目標
5-4 ボランティア講座受講者数	ボランティア活動支援事業	ボランティア講座受講者数
	市民活動促進事業	ふくい市民活動基金への寄附件数
7-1 温室効果ガス排出量	ごみ焼却維持管理事業	公害防止基準等の達成率(%) (排ガス、騒音、振動、悪臭、ダイオキシン類等)
	ごみ収集運搬資源化事業	—
	環境美化推進事業	—
	ゼロカーボンシティ推進事業	—
	3R推進事業	—
	古紙等回収推進事業	登録団体数
	ごみ処理施設整備・運営事業	—
7-2 大気、水質(河川・海域)における環境基準達成率	環境保全事業	・大気、水質(河川・海域)における環境基準達成率(%) ・大気、水質等におけるダイオキシン類の環境基準達成率(%)
	廃棄物対策事業	—
7-3 環境ボランティア制度登録者数(累計)	自然環境創造事業	補助件数
7-4 環境学習会参加者数	環境アドバイザー派遣事業(環境保全事業)	—
	環境推進会議推進事業	環境講座参加者数 (予算要求書において)
8-1 地域と民間企業等との災害時応援協定の締結数(累計)	災害時マンホールトイレ整備事業	マンホールトイレ設置箇所数(箇所)
	防災備蓄整備事業	非常食購入数(食)
	自主防災組織支援事業	設置・活動・資機材補助
	防災関係職員専門研修事業	防災関係職員専門研修(回数)
	防災ハンドブック作成事業(防災活動事業)	—
8-3 千人当たりの刑法犯認知件数	防犯隊活動支援事業	防犯パトロール回数

8-4 消費者生活 相談の解決率	消費者保護事業	消費生活相談の解決率
	消費者教育・啓発事業	・幅広い年代層への啓発活動 ・各種消費者講座実施回数

(2) 第4次福井市環境基本計画について

福井市においては、市民生活部に関連する計画として、第八次福井市総合計画に加え、環境基本法、福井市環境基本条例に基づき、福井市総合基本計画の基本構想を環境面において実現するとともに、他の行政計画や各種公共事業等の実施にあたって、環境保全を推進するためのマスタープランとして福井市環境基本計画を策定している。

現在、令和3年度から令和7年度を計画期間とする第4次福井市環境基本計画として計画が改定され事業を遂行している。

福井市市民生活部における各事業内容と、第4次福井市環境基本計画に掲げる取組との関係性は以下のとおりとなっている。下記表の記載の構成は、第4次福井市環境基本計画における区分、施策、環境指標、担当所管課、市民生活部で実施されている事業名となっている。

このように、第4次福井市環境基本計画における目標が、各個別具体的な事業にまで落とし込みが実施されている。

自然環境		
施策1：自然環境の保全と再生		
	福井市の優れた自然の調査実施数（箇所）	
	環境推進会議推進事業	環境政策課
	間伐面積（除伐面積含む）(ha)	
		林業水産課
施策2：協働による里地・里山の利活用		
	足羽山どんぐりプロジェクト育苗協力学校数（校）	
	環境推進会議推進事業	環境政策課
	環境ボランティア制度登録者数（人）	
	環境推進会議推進事業	環境政策課
生活環境・都市環境		
施策1：生活環境の保全		
	大気、水質（河川・海域）における環境基準達成率（％）	
	環境保全事業	環境廃棄物対策課
	大気、水質（河川・海域）におけるダイオキシン類の環境基準達成率（％）	
	環境保全事業	環境廃棄物対策課
	有害大気汚染物質の環境基準達成率（％）	

	環境保全事業	環境廃棄物対策課
	汚水処理人口普及率（公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽）（％）	
		下水管路課
施策２：都市の水と緑の保全と創出		
	都市公園面積（ha）	
		公園課
	都市環境美化活動団体数（団体）	
	まち美化パートナー推進事業	市民協働・ボランティア推進課、 河川課、公園課
地球温暖化対策・エネルギー		
施策１：家庭や事業所などにおける省エネルギーの推進		
	福井市における温室効果ガス排出量（千 t-CO ₂ /年）	
	※１	環境政策課
	年間エネルギー消費量（百万 MJ/年）	
	※１	環境政策課
	クールチョイス賛同者数（人）	
	環境教育・普及事業	環境政策課
施策２：環境負荷の少ない交通環境の構築		
	公共交通機関の乗車人数（万人/年）	
		地域交通課
廃棄物・資源循環		
施策１：ごみの発生抑制と資源循環の推進		
	市民一人一日当たりのごみ排出量（g）	
	3R 啓発事業	環境政策課
	燃やせるゴミへの資源物混入率（％）	
	3R 啓発事業	環境政策課
	ふくいマル優エコ事業所登録数（社）	
	※１	環境政策課
環境教育・環境学習		
施策１：環境教育の推進		
	福井市環境プログラム取組校（年/校）	
	環境推進会議推進事業	環境政策課
施策２：多様な主体による環境学習の推進		
	環境学習会参加者数（人）	
	環境推進会議推進事業	環境政策課

	市民・事業者・行政などが協働した環境取組数（回/年）	
	※1	環境政策課、消費者センター、 市民協働・ボランティア推進課

※1 中事業として特別に何らかの事業を実施しているわけではない。

また、第4次福井市環境基本計画における施策の実施に伴い達成しようとしている環境指標並びに、上記記載の各事業における達成目標は以下のとおりとなっている。

区分	施策・環境指標	実施事業	各事業の達成目標
自然環境	施策1：自然環境の保全と再生		
	福井市の優れた自然の調査実施数（箇所）	環境推進会議推進事業	—
	施策2：協働による里地・里山の利活用		
	足羽山どんぐりプロジェクト育苗協力学校数（校）	環境推進会議推進事業	—
	環境ボランティア制度登録者数（人）	環境推進会議推進事業	—
生活環境・都市環境	施策1：生活環境の保全		
	大気、水質（河川・海域）における環境基準達成率（%）	環境保全事業	大気、水質（河川・海域）における環境基準達成率（%）
	大気、水質（河川・海域）におけるダイオキシン類の環境基準達成率（%）	環境保全事業	大気、水質等におけるダイオキシン類の環境基準達成率（%）
	有害大気汚染物質の環境基準達成率（%）	環境保全事業	—
	施策2：都市の水と緑の保全と創出		
	都市環境美化活動団体数（団体）	まち美化パートナー推進事業	— ※主として公園課で事業実施
地球温暖化対策・エネルギー	施策1：家庭や事業所などにおける省エネルギーの推進		
	福井市における温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ /年）	※1	—
	年間エネルギー消費量（百万MJ/年）	※1	—

	クールチョイス賛同者数（人）	環境教育・普及事業	出張啓発回数
廃棄物 ・資源 循環	施策1：ごみの発生抑制と資源循環の推進		
	市民一人一日当たりのごみ排出量（g）	3R啓発事業	—
	燃やせるゴミへの資源物混入率（%）	3R啓発事業	—
	ふくいマル優エコ事業所登録数（社）	※1	—
環境教育・環境学習	施策1：環境教育の推進		
	福井市環境プログラム取組校（年/校）	環境推進会議推進事業	—
	施策2：多様な主体による環境学習の推進		
	環境学習会参加者数（人）	環境推進会議推進事業	—
	市民・事業者・行政などが協働した環境取組数（回/年）	※1	—

※1 中事業として特別に何らかの事業を実施しているわけではない。

なお、第4次福井市環境基本計画における施策の実施に伴い達成しようとしている環境指標については、毎年、進捗状況の管理が行われており、庁内組織である「環境管理委員会」及び諮問機関である「福井市環境審議会」への報告が実施されている。

2. 福井市市民生活部の組織機構及び事務内容

(1) 組織機構

福井市市民生活部の組織機構（令和4年4月1日現在）は以下のとおりとなっている。

		(単位：名)	
市民生活部		部長	1
		理事（危機管理局長事務取扱）	
		次長	1
		調整参事	1
市民課		課長	1
		副課長	1
		副参事（美山担当）	1
		副参事（越廼担当）	1
		副参事（清水担当）	1
		課長補佐	2
		企画係	4
		住民係	13
		証明係	16
		戸籍係	9
		個人番号カード普及係	6
		連絡所・サービスセンター	35
市民サービス推進課		所属長	1
		課長補佐	1
		広聴係	6
消費者センター		所長	1
		課長補佐	1
		消費生活係	6
		計量係	2
市民協働・ボランティア推進課		課長	1
		課長補佐	1
		市民協働・ボランティア係	10
		NPO 支援センター	1

危機管理局	局長	1		
	危機管理課	副理事	1	
		課長	1	
		副課長	1	
		課長補佐	1	
		危機対策1係	6	
		危機対策2係	5	
		自主防災組織係	3	
		危機管理アドバイザー	1	
		環境事務所	所長	1
環境政策課	課長		1	
	参事(兼：上下水道サービス課長)		1	
	参事(兼：下水施設課長)		1	
	副課長		1	
	基本計画推進係		5	
	循環型社会推進係		4	
	浄化槽係(兼)		2	
	し尿投入所係(兼)		2	
	環境廃棄物対策課		課長	1
			副課長	1
			課長補佐	1
			環境指導係	7
廃棄物対策係		9		
収集資源センター		場長	1	
	副場長	1		
	課長補佐	1		
	企画係	6		
	業務係	3		
	資源担当	10		
	収集係	20		

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin-right: 10px;"></div> <div style="display: flex; flex-direction: column; justify-content: space-between;"> <div>クリーンセンター</div> <div>新クリーンセンター建設事務所</div> </div> </div>	場長	1
	副場長	1
	課長補佐	1
	企画管理係	6
	受入・施設維持係	8
	焼却係	12
	所長	1
	副課長	1
	課長補佐	1
	整備推進係	6

福井市市民生活部における人事体制として、特に、市民課は窓口対応が中心であり、職員数が多く、詳細は以下のとおりとなっている。市民課の人員体制としては、本庁が職員及び会計年度任用職員を配置し、連絡所、サービスセンターについては、職員と再任用職員を中心とした配置となっており、特に経済性の観点から再任用職員のための連絡所も存在する。

(単位：人)

係	正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	合計
【本庁】				
企画係	4	0	0	4
住民係	14 (兼務1)	0	10	24
証明係	16	0	6	22
戸籍係	9	0	1	10
個人番号カード普及係	6	0	18	24
小計(兼務除く)	48	0	35	83
【本庁以外】				
川西連絡所	1	1	0	2
森田連絡所	1	1	2	4
東足羽連絡所	1	1	0	2
殿下連絡所	0	1	0	1
国見連絡所	0	1	0	1
美山連絡所	3	4	0	7
越廼連絡所	3	1	0	4

清水連絡所	5	2	0	7
東 SC※	1	2	1	4
南 SC※	1	1	1	3
西 SC※	1	1	1	3
北 SC※	1	1	1	3
小計	18	17	6	41
市民課合計	66	17	41	124

※SC・・・サービスセンターの略称（以下、同様）

（２）福井市市民生活部の事務内容

福井市市民生活部の各所属における事務内容は以下のとおりとなっている。

所属	事務内容
市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票・印鑑証明・戸籍謄抄本など、各種証明書の発行 ・住所異動の届出（転居・転出・転入など）の受付 ・戸籍の届出（婚姻・出生・離婚・転籍・養子縁組など）の受付 ・マイナンバーカードの交付、コンビニ交付サービスの管理 ・所得証明書・納税証明書・資産証明書の発行 ・125cc以下の原付の登録 ・臨時運行の許可とプレート貸出
市民サービス推進課 （消費者センター含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの市政に関する相談受付 ・市民生活上の悩みや問題を解決するための、定期的な心配ごと相談や人権悩みごと相談などの開設 ・「フェニックス通信」などで市政に関する意見・提案受付 ・生活上、必要な知識を広め、消費者の意識向上を図る ・物価の動きをつかみ、問題が生じた場合、対策を講じる ・消費生活全般にわたる相談受付 ・消費生活に関する情報を集め、消費者へ提供 ・安全な消費生活用製品を提供するように指導 ・消費者団体の活動支援 ・取引や証明に使用するハカリの検査・指導 ・その他消費者行政の運営
市民協働・ボランティア推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の施策の企画及び推進に関すること ・総合ボランティアセンターの管理及び運営に関すること ・ボランティアや市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること ・ボランティアや市民活動に関する各種講座の開催に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアのコーディネートに関する事 ・市民活動全般の相談及び情報提供に関する事 ・災害ボランティアセンター連絡会に関する事
危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理計画に関する事 ・地域防災計画及び防災会議に関する事 ・要配慮者対策に関する事 ・原子力災害対策に関する事 ・防災ハンドブック、広報に関する事 ・水防計画及び水防協議会に関する事 ・り災証明に関する事 ・災害時応援協定に関する事 ・避難所に関する事 ・避難所対応班員に関する事 ・総合防災訓練(職員)等に関する事 ・BCP(業務継続計画)に関する事 ・連携中枢都市圏事業に関する事 ・国民保護計画及び国民保護協議会に関する事 ・土砂災害に関する事 ・自主防災組織に関する事 ・生活安全活動に関する事 ・暴力追放福井市民会議に関する事 ・防災備蓄に関する事 ・非常用貯水装置、マンホールトイレ設置に関する事 ・津波災害対策に関する事 ・防災情報管制システムに関する事 ・表示板に関する事 ・防災啓発(防災フェア、出前講座等)に関する事 ・予算の編成、執行及び決算、補助金に関する事 ・予算及び決算に係る各種調査の回答に関する事 ・災害ボランティアセンター連絡会に関する事 ・防犯隊に関する事 ・沿岸警備協力隊に関する事 ・犯罪被害者支援に関する事 ・照会、調査回答に関する事 ・自衛隊協力会に関する事 ・自主防災組織の育成・指導等に関する事 ・自主防災組織補助事業に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等への防災啓発（出前講座等）に関する事 ・防災備蓄の管理に関する事
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事 ・環境基本計画に関する事 ・地球温暖化防止に係る施策の推進に関する事 ・自然環境の保護活動の促進に関する事 ・環境教育・環境学習の推進に関する事 ・環境保全活動を推進する団体等との連携に関する事 ・循環型社会の推進に関する事 ・3R推進の啓発に関する事 ・一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）に関する事 ・福井坂井地区広域市町村圏事務組合及び鯖江広域衛生施設組合に関する事 ・地域の清掃保持に関する事 ・特定地域生活排水処理施設に関する事 ・浄化槽の普及及び維持管理の支援に関する事 ・し尿投入所に関する事
環境廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全及び公害防止に関する施策の企画及び総合調整に関する事 ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染の調査、監視及び指導に関する事 ・公害防止協定に関する事 ・公害防止思想の普及及び啓発に関する事 ・公害防止に関する事 ・一般廃棄物の収集運搬業、処分業及び処理施設設置に係る許可等に関する事 ・産業廃棄物の収集運搬業、処分業及び処理施設設置に係る許可等に関する事 ・産業廃棄物の減量の推進及び適正処理に関する事
収集資源センター	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の収集運搬に関する事 ・一般廃棄物の収集運搬及び資源化に係る委託業者に関する事 ・資源ごみに関する事 ・一般廃棄物処理手数料に関する事 ・施設の管理に関する事
クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の焼却及び処分に関する事 ・一般廃棄物処理手数料に関する事 ・余熱の供給に関する事 ・旧東山センター集水池の管理に関する事

また、本庁、連絡所、SC 窓口における各種証明書の交付及び届出業務の対応状況は、以下のとおりとなっている。

各種業務	市民課	SC				連絡所							
		東	南	西	北	川西	森田	東足羽	殿下	国見	美山	越廼	清水
住民票※	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明書※	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
所得証明書※	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
納税証明書	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
資産証明書	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	×	×	○	○	○
車庫証明書	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	×	×	○	○	○
印鑑の登録	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑の廃止	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車臨時 運行許可	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄抄本※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍の附票※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
身分身元証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍の届出	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
住所の届出	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
除籍謄抄本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◎…毎週火曜日と金曜日は 19 時まで延長して受付

○…17 時まで受付 ×…受付不可

なお、※の証明書は、マイナンバーカードを利用することでコンビニでも取得可能

(2) 各拠点における取扱件数及び収支の状況

各拠点における過去 3 年間の取扱件数及び手数料の収入金額は以下のとおりとなっている。全体の取扱件数及び収入額は減少傾向となっており、また、いずれの拠点においても、減少傾向となっている。

(単位：取扱件数：件、収入額：千円単位)

拠点	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	取扱件数	収入額	取扱件数	収入額	取扱件数	収入額
本庁	136,047	50,107	129,357	47,539	125,347	47,171
川西	4,797	1,788	4,319	1,596	4,111	1,584

森田	23,989	8,212	22,615	8,239	20,191	7,315
東足羽	6,574	2,196	6,280	2,140	5,751	1,972
国見	733	274	579	207	554	189
殿下	123	43	70	24	72	24
美山	2,608	1,028	2,293	920	2,202	931
越廼	1,026	414	772	304	704	289
清水	6,574	2,526	5,650	2,166	5,913	2,398
東 SC	40,914	13,392	37,046	12,373	34,567	11,656
南 SC	27,413	9,260	25,834	8,808	23,786	8,120
西 SC	21,451	6,943	19,976	6,488	17,839	5,891
北 SC	29,935	9,892	26,223	8,725	25,053	8,442
合計	302,184	106,076	281,014	99,531	266,090	95,983

さらに、各拠点における取扱手数料収入から支出額（※）を控除した収支差額は、以下のとおりとなっており、いずれの拠点も大きなマイナスとなっている。支出額については、下記説明書きのとおり、一部の経費は含まれていない状況であり、さらに各拠点のマイナス幅は拡大する方向である。

※支出額については、以下の前提としている。

- ① 消耗品費は、越廼、美山、清水以外の拠点に直接必要な物品は本庁から送付しているため、各個別拠点における支出は把握できていない。そのため、支出としてはゼロ円となっている。
- ② 水道、電気代は、川西連絡所は鶉公民館、森田連絡所は森田公民館、東足羽連絡所は福井市東体育館、国見連絡所は国見公民館、殿下連絡所は殿下公民館、越廼連絡所は越廼公民館、清水連絡所は清水健康福祉センター（令和3年度より）にそれぞれ併設しているため、施設所管課でまとめて支出しており、支出としてはゼロ円となっている。
- ③ 美山連絡所の庁舎管理は令和3年度から施設活用推進課が担当している。
- ④ 人件費は、給料・各種手当、社会保険料（事業者負担分）合算額としている。

（単位：千円）

拠点	支出額			収支差額		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
川西	11,496	11,237	11,384	△9,707	△9,640	△9,799
森田	16,058	14,911	15,625	△7,845	△6,672	△8,309
東足羽	11,055	10,969	11,343	△8,859	△8,828	△9,371

国見	3,361	3,353	3,347	△3,087	△3,146	△3,157
殿下	3,197	3,164	3,180	△3,153	△3,140	△3,155
美山	73,114	45,291	50,012	△72,141	△44,409	△49,081
越廼	46,405	37,202	38,740	△45,990	△36,898	△38,451
清水	82,484	58,429	55,567	△79,957	△56,262	△53,168
東 SC	16,826	20,932	17,024	△3,433	△8,559	△5,368
南 SC	14,359	14,565	15,379	△5,098	△5,757	△7,259
西 SC	13,764	14,071	14,319	△6,821	△7,582	△8,428
北 SC	13,678	13,696	13,726	△3,786	△4,971	△5,284
合計	305,797	247,820	249,646	△249,878	△195,864	△200,830

4. 市民協働・ボランティア推進課の概要

(1) 市民協働の推進に関する検証（平成 30 年 2 月）

市民自治の精神のもと、市民と行政が連携・協働し、共に責任を担う市民参画によるまちづくりが求められており、地域で活動する団体や社会的テーマを掲げて活動する団体などが行う非営利な公益活動への期待が高まってきている。

これら専門性や多様性などの特性を活かした自主的、自立的な活動が活性化することで、さまざまな市民ニーズへのきめ細かな対応がなされ、また、人と人との間に助けあいの心が育まれ、さらには、市民の自治意識の醸成にもつながるとして、市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市が、お互いの立場を尊重しあい、市民協働を進めることにより、将来にわたって市民が誇りの持てる福井市の実現を目指して、平成 16 年 3 月 26 日に、「福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例」を制定している。

当該条例の施行以後、平成 30 年 2 月に、福井市の市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進の取組の成果を整理し、今後取り組むべき課題を明らかにするため、これまでの市民協働の推進について検証を実施した結果である「市民協働の推進に関する検証」が福井市市民協働推進委員会より報告されている。

当該報告書において、今後重点的に取り組む施策として、①行政における意識醸成の強化、②多様なアプローチによる市民への浸透、③支援事業の充実と担い手づくりの推進、④新たな手法による協働事業の創出が掲げられている。

(2) 取組施策の実施状況

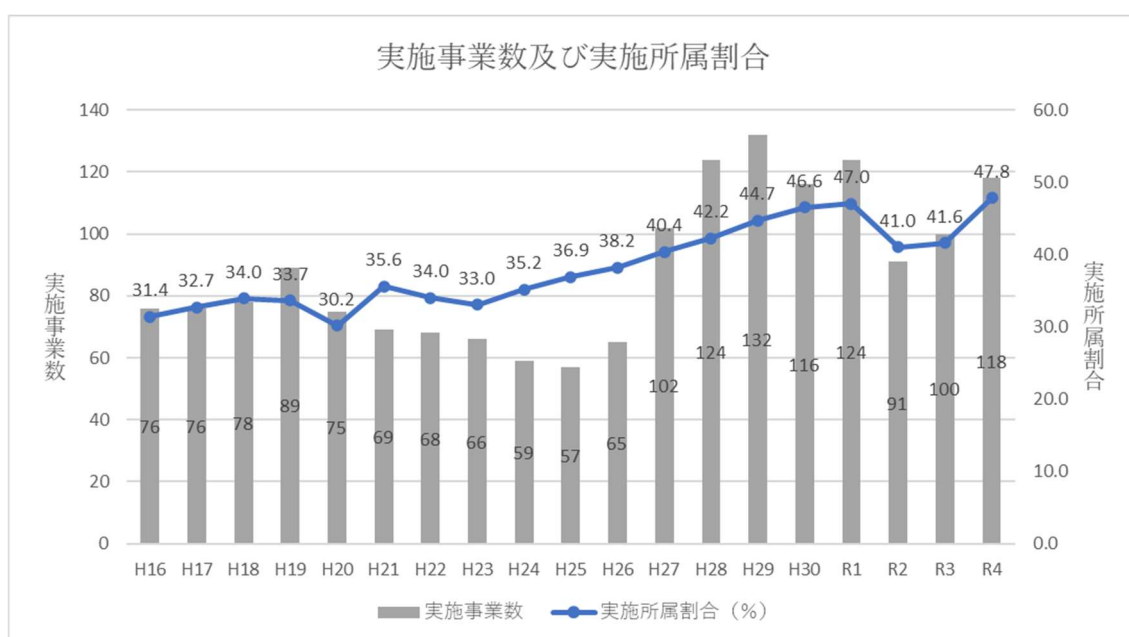
(1) に記載した各重点的な取組施策に関する概要及びその実施状況については、以下のとおりである。

① 行政における意識醸成の強化

取組施策の内容としては、福井市における個々の職員が市民協働の意義を十分に理解し、その必要性を一人ひとりが真摯に受け止めて個別の事業に反映することができるよう、意識醸成に向けて実効的な取組を進めることとされている。

この取組においては、職員のコーディネーションスキルや意欲の向上に重点を置くとともに、協働の担い手となる市民活動団体の情報を収集・紹介するなどして、個別の協働事業の企画立案に結びつくよう積極的に支援することとされている。

当該実施結果としての協働事業実施数及び実施所属の割合は以下のとおりとなっている。

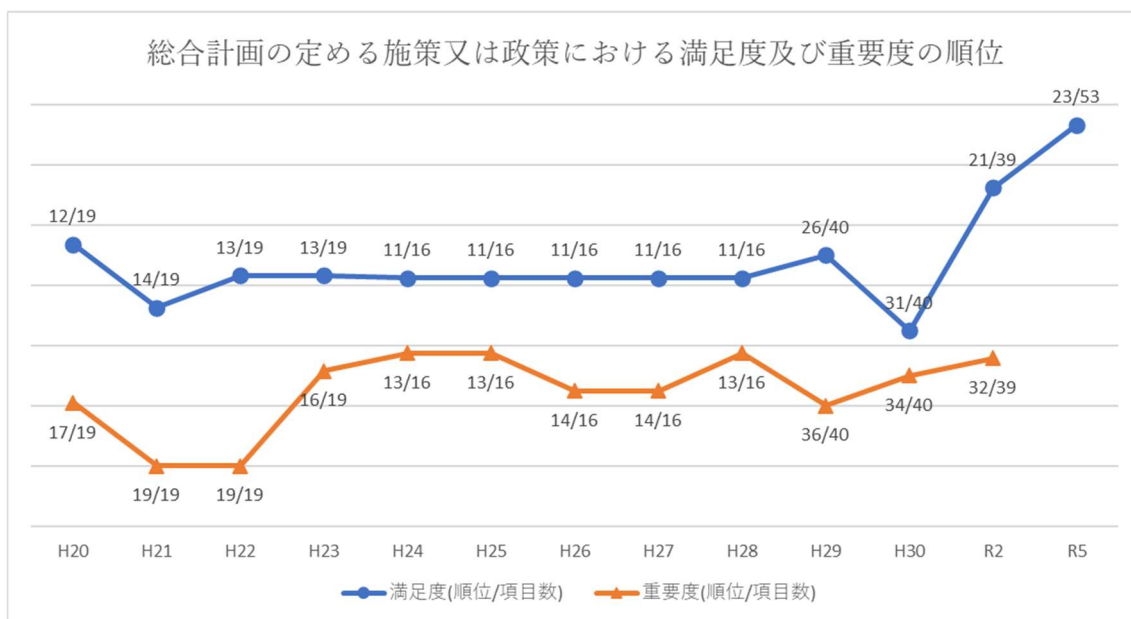


② 多様なアプローチによる市民への浸透

取組施策の内容としては、市民活動や市民協働に関する認知度向上のため、市民に幅広く届くよう SNS 等の新たな手段を通じて積極的に普及啓発するほか、若い世代への情報発信を試みるなどして、多様なアプローチにより市民への浸透を促進することとされている。

また、福井市では、地域や福祉分野におけるボランティアをはじめとした市民活動が長年に渡り活発に行われていることから、市民協働の浸透にあたっては連携して取り組むこととされている。

当該実施結果としての「福井市民意識調査」における、福井市総合計画の定める「ともに責任を担う協働のまちをつくる」や「協働のまちづくり」などの施策又は政策に対する満足度及び重要度の順位は以下のとおりとなっている。



注意：重要度の集計は令和2年度で終了

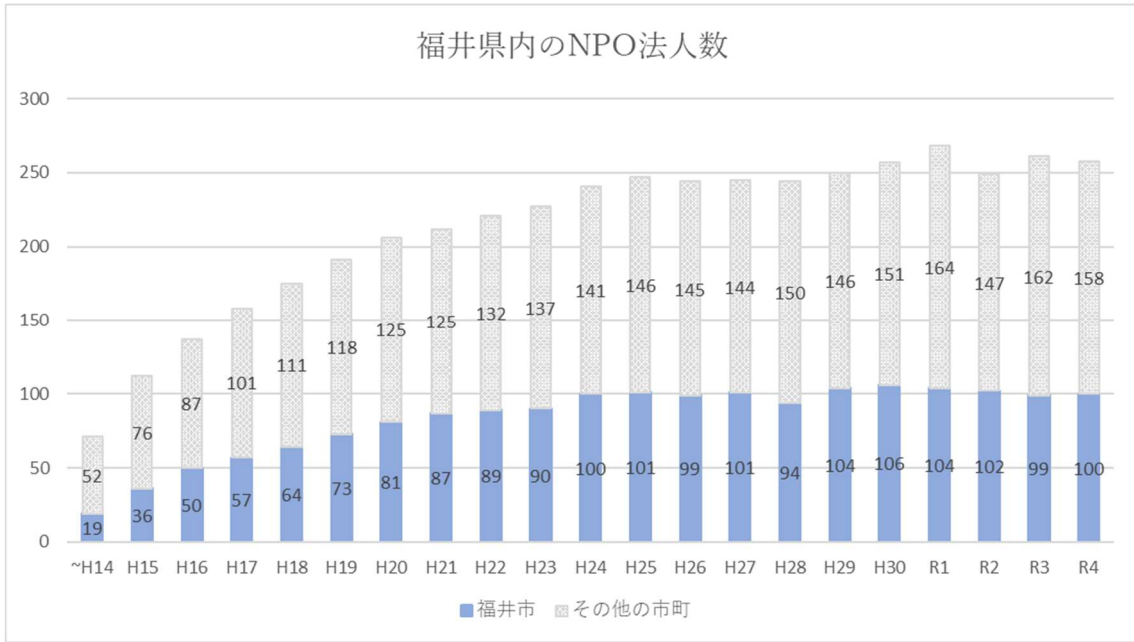
令和元年度、3年度、4年度は未調査

③ 支援事業の充実と担い手づくりの推進

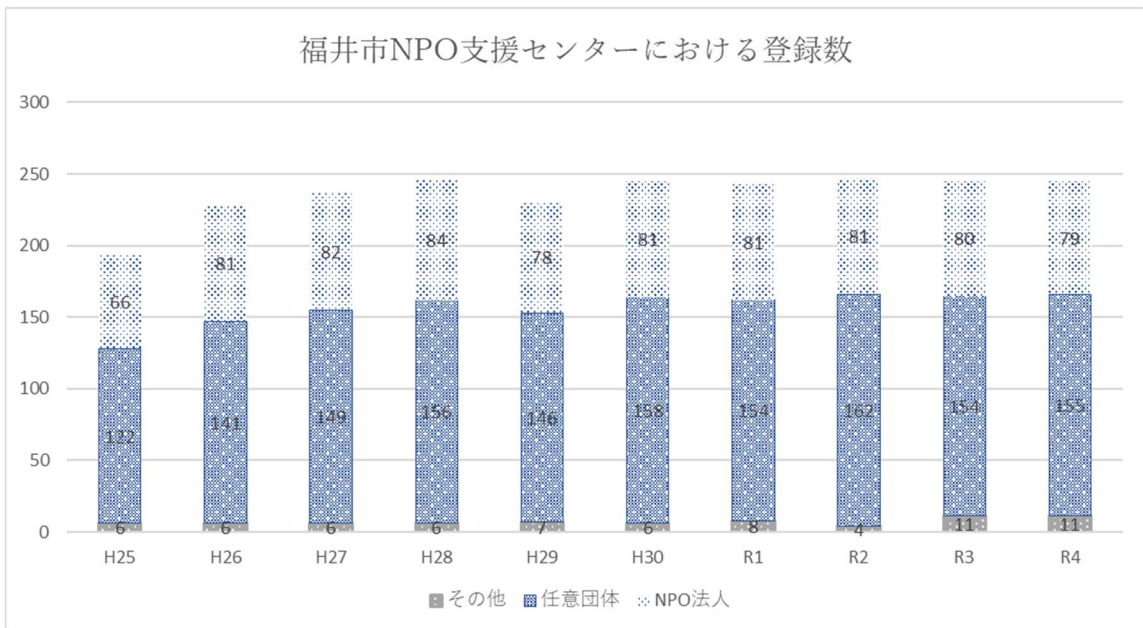
取組施策の内容としては、市民協働の担い手となる市民活動団体に対しては、市民活動促進助成事業や運営基盤の強化に関するセミナーなど、活動促進に向けた環境整備をさらに充実させ、積極的に支援することとされている。

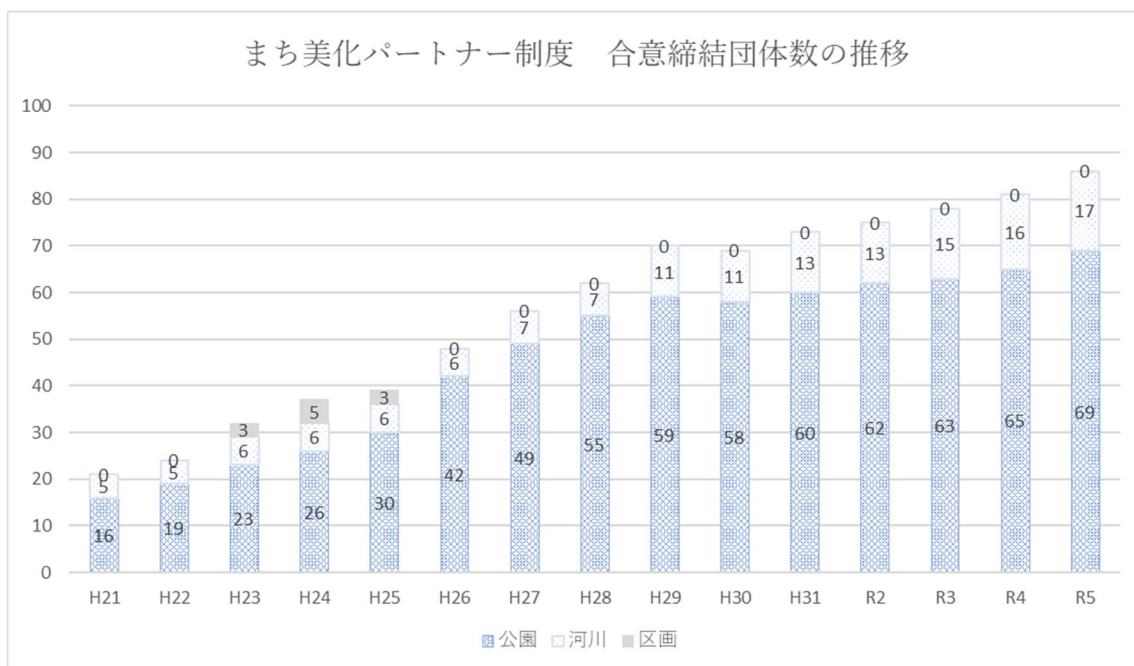
市民活動の核となる個々のボランティアに対する支援についても、活動者へのアンケート等を通じたニーズ把握や、市民が様々な技能・経験を生かすことのできるプロボノ（職業上のスキルや経験を生かして取り組む社会貢献活動）の促進、将来の担い手となる若い世代への働きかけを進めるなどして、市民活動の活発化に結びつくよう常に工夫しながら市民協働における担い手の育成・支援に取り組むこととされている。

当該実施結果としての福井県内NPO法人数や福井市NPO支援センターにおける登録団体数、まち美化パートナー制度合意締結団体数の推移は以下のとおりとなっている。



※平成 28 年度以降の数字は、各年度の 1 月または 2 月の数値



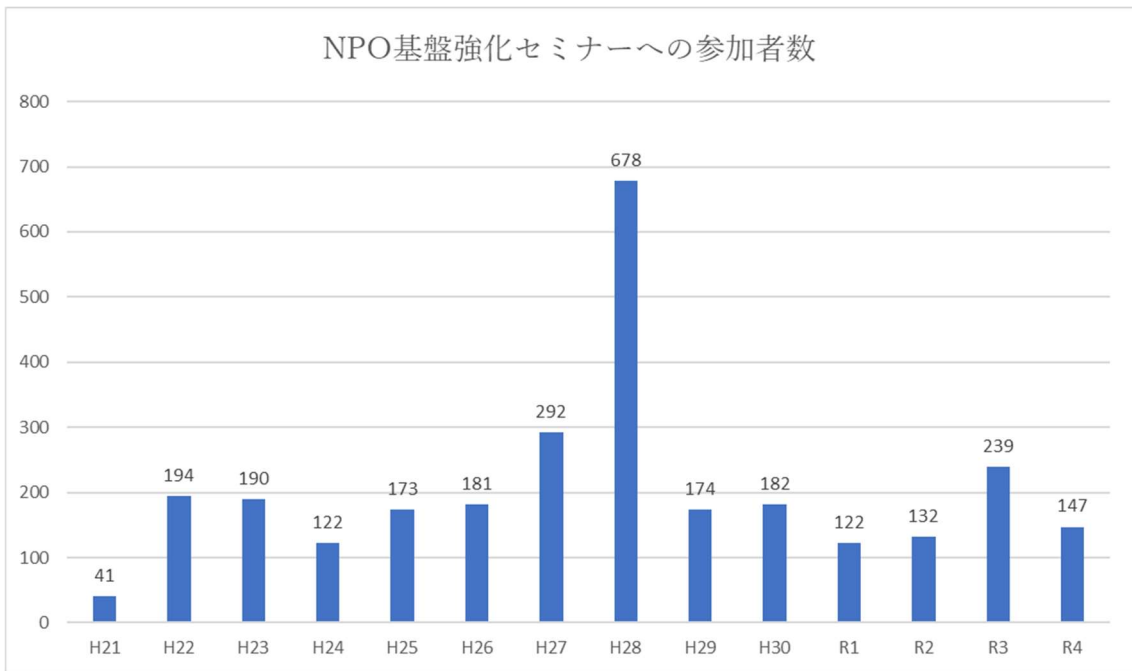
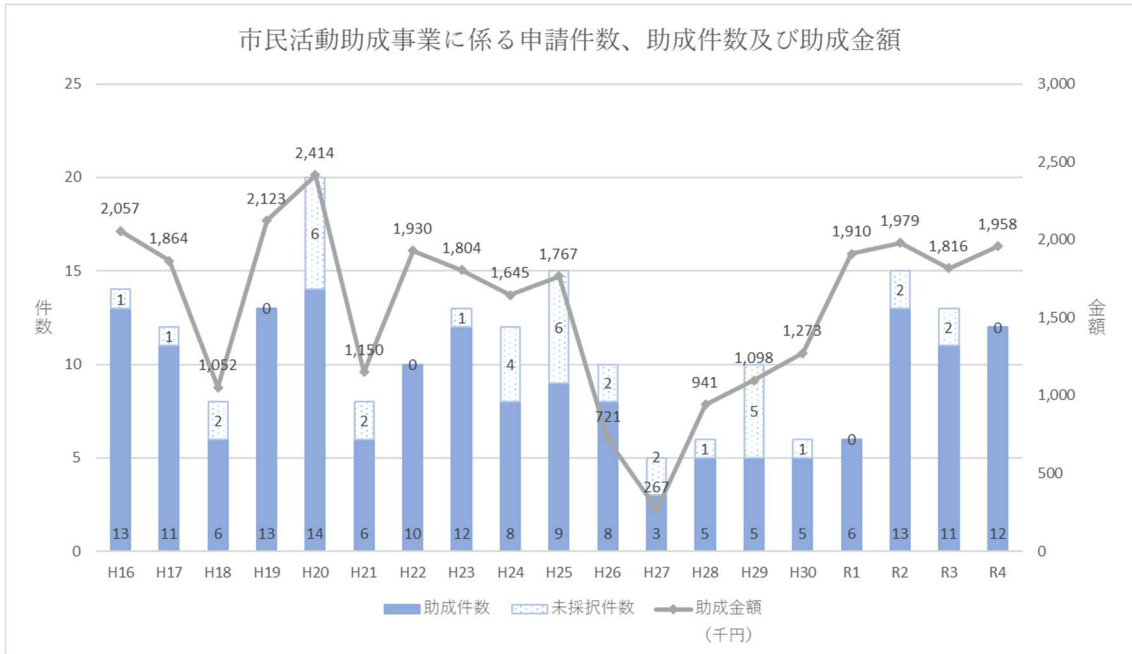


④ 新たな手法による協働事業の創出

取組施策の内容としては、福井市が市民活動団体の特性や多種多様な活動を柔軟かつ部局横断的に受け止められると同時に、市民活動団体にとっても活用しやすく、多くの提案や協働事業の成立に結びつく仕組みを設けることとされている。

また、ミーティング事業をはじめとするこれまでの取組に固執することなく、市民活動助成事業を拡充するなどして新たな手法を講じて協働事業の創出に取り組むこととされている。

当該実施結果としての市民活動助成事業に係る申請件数、助成件数及び助成金額、NPO 基盤強化セミナーへの参加者は以下のとおりとなっている。



5. 危機管理課の概要

福井市危機管理課においては、安全で安心なまちづくりを進めるため、自然災害だけでなくあらゆる危機事象を一元的に総括・調整する、危機管理の司令等として、全庁体制で情報の収集、分析を行い、迅速かつ的確な意思決定を行う体制の整備を図るとともに、市

民、市民組織、事業者、他自治体と連携し、災害発生時の被害の軽減と支援体制の充実を図り、市民の生命・身体・財産を守ることを基本方針としている。

(1) 過去の主な災害

福井県福井市では、これまで、以下の災害に過去見舞われており、当該災害からの復興を果たしている。

発生年月	発生災害
1948年6月(昭和23年)	福井地震(マグニチュード7.1)
1962年12月～1963年2月(昭和38年)	38豪雪
1980年12月～1981年3月(昭和56年)	56豪雪
2004年7月(平成16年)	福井豪雨
2018年2月(平成30年)	福井豪雪

(2) 福井市における対応

福井市においては、福井市民及び福井市に滞在するすべての者の生命、身体及び財産、並びに市政に重大な影響を及ぼすすべての危機に対し、福井市が取り組む危機管理体制の基本的な事項を定めることにより、危機の発生を抑止し、又は被害の軽減を図り、もって福井市における安全・安心を確保することを目的として福井市危機管理計画を策定し、当該計画に基づいて、各種危機に対する対応が図られている。

(3) 福井市危機管理計画における基本理念

福井市危機管理計画における基本理念は、以下のとおり記載されている。

①普段から危機発生の予防、回避、損失の軽減(減災)を図ることを基本とする。

- ア 危機が発生してから対応を考えるのではなく、危機を発生させないこと(抑止)を基本とする。
- イ 普段から危機の発生を想定し、危機による被害の拡大を防止することを基本とする。

②危機管理は、福井市全体で取り組むことが重要であり、市の各部局だけではなく、すべての市民、事業者、国、県及び関係機関・団体と相互に連携を図ることを基本とする。

- ア 一人ひとりが危機管理実行者であることを基本とする。
- イ 報告・連絡・相談及び組織横断的な連携を図ることを基本とする。

- ウ 国、県及び関係機関・団体と、普段から意思の疎通を図ることを基本とする。
- エ 自助、共助の理念に基づく市民・事業者の意識の啓発と協働する体制をつくることを基本とする。

③市民の安全・安心及び市政に重大な影響を及ぼす危機に対しては、それがどのような危機であっても、迅速に対応することを基本とする。

- ア 最悪の状態を想定し、疑わしいときも迅速に対応することを基本とする。
- イ 危機対応においては市民などの生命の安全確保を第一とし、被害拡大の防止に努めることを基本とする。
- ウ 情報は、プラス情報であっても、マイナス情報であっても積極的に公開することを基本とする。

④危機の収束後、危機が発生した原因を究明し、対応の評価を行って再発の防止に努めるとともに、本計画の見直しを図ることを基本とする。

- ア 原因を分析し、危機の予防策に活かすことを基本とする。
- イ 対応を評価し見直すことにより、次に備えることを基本とする。
- ウ 対応の中から得られた教訓を共有することによって、組織全体のボトムアップ（底上げ）を図ることを基本とする。

（４）平常時における危機管理体制強化の方針

福井市危機管理計画における平常時における危機管理体制強化の方針は、以下のとおり記載されている。

①全庁的危機管理体制の構築

- ア 福井市は、各部局及び所属ごとに危機管理責任者及び推進員を任命し、部局内の危機管理ラインを形成して、平常時、緊急時を通じて一貫した全庁的危機管理体制を構築する。
- イ 福井市は、平常時から危機を想定し、危機発生を抑止策及び損失軽減策を検討できる体制を構築する。
- ウ 部局ごとの定期的な危機事象の検証及び対応策の検討を制度化する。
- エ 通常体制で対応可能である軽微な危機事象について、発生及び対応結果の報告を制度化する。
- オ 危機事象を予め想定し、それに適した対応体制を整備する。
- カ 危機事象及び対応についての情報の共有を制度化する。
- キ Plan（計画）、Do（実施及び運用）、Check（点検及び評価）、Action（見直し・改善）のサイクルによる、危機管理のスパイラルアップ体制を構築する。

②職員の危機管理に関する意識の高揚及び能力の向上

- ア 危機管理計画及び対応策の周知徹底を図る。
- イ 危機管理研修及び訓練を定期的実施する。

③市民の危機管理に関する意識の高揚及び自助・共助の推進

- ア 普段から、市民に対して防災・防犯などに関する情報提供に努める。
- イ 地域コミュニティによる防災・防犯などの組織づくりを推進する。
- ウ 災害図上訓練の手法を活用し、市民の危機管理意識の啓発を図る。

④国、県及び関係機関・団体との連携強化

- ア 危機事象ごとに連携が必要な関係機関・団体の把握、連絡体制の確立及び事前協議の実施を図る。
- イ 普段の業務を通じた信頼関係の確立を図る。

⑤民間企業などの事業者との連携

- ア 危機管理に必要な人材、技術、資機材及びネットワーク等を保有している民間企業などの事業者の把握、協力要請及び協定締結を推進する。
- イ 民間企業などの事業者とそれが立地する地域のコミュニティとの連携を推進し、支援する。

(5) 緊急時における危機対策の方針

福井市危機管理計画における緊急時における危機対策の方針は、以下のとおり記載されている。

①初動対応の強化

- ア 初動対応を実施できる体制を迅速に構築する。
- イ 危機対策にあたっては、所管が明確な場合、所管が不明確な場合、危機の態様が不明で被害が発生している場合のいずれであっても、迅速に対応する。

②迅速な情報収集・伝達

- ア 初期情報の収集・伝達は、スピードを重視する。
- イ 収集した情報は共有化に努める。

③市民などの生命の安全確保、被害拡大の防止を最優先

- ア 初動対応として、死傷病者の保護、避難の要否の判断を行うとともに、安否確認など必要な情報の収集に努める。
- イ 集団救急対応が必要な事象、大規模消火対応が必要な事象及び除染対応が必要な事象であるか否かを最優先で把握し、該当する場合は、関係機関・団体と連携して、被害拡大防止のための措置を迅速に行う。
- ウ 関係機関・団体及び自治会と連携し、避難行動要支援者を支援する。

④危機の影響の大きさによる対応体制の決定

危機が発生した場合、影響の及ぶ地域の範囲、影響の深刻度、必要な資機材の特殊性、必要な労力などによって、対策本部の体制を決定する。

- i) 主管部局長を長とする部局危機対策本部体制（単独部局体制）
- ii) 市長を長とする合同危機対策本部体制（複数部局体制）
- iii) 市長を長とする市危機対策本部体制（全庁体制）

※ 主管部局長…危機事象による影響を最も受け、それを防ぐために主導的に対応する部局長

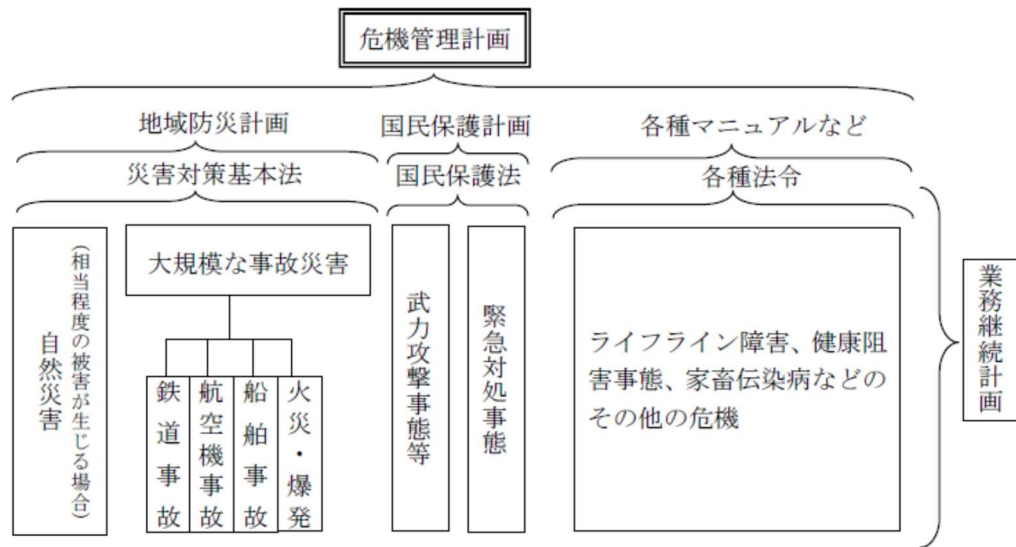
⑤広報の重視

広報の重要性を認識し、市民への情報不足による不安の増長、流言、パニックを防止する。

（６）福井市危機管理計画と他の計画との関係性

各法令に基づく地域防災計画などと、福井市危機管理計画との関係は以下のようになっており、福井市危機管理計画は、福井市を脅かす危機全般に対する、平素からの予見・検証の体制、危機発生時の対応体制などについて整理し、何れの危機が発生したとしても迅速に対応体制が構築できるように基本的な事項を規定している。

なお、福井市を脅かす危機のうち、自然災害（相当程度の被害が生じる場合）や大規模な事故災害については、従来どおり福井市地域防災計画に定められている個々の計画に従って、準備し対応することとなっており、また、国が認定する武力攻撃事態等及び緊急対処事態については、福井市国民保護計画の規定に従って、準備し対応することとなっている。



6. 福井市清掃事務の概要

福井市の清掃事務に関する概要は以下のとおりとなっている。

(1) 車両配置 (令和4年4月1日現在)

福井市における清掃関係に関連する車両配置の状況は以下のとおりとなっている。

用途	車両	政策	廃棄	収集	クリ	新ク	合計
清掃事業に使用する車両		1	2	32	7	1	43
定期収集用	機械車			10			10
予備再搬用	機械車			11	1		12
粗大ごみ運搬	コンテナ車			2			2
臨時ごみ用	小型トラック			3			3
パトロール用	乗用車	1	1	1	1		4
	軽ワゴン車		1				1
	軽トラック			1	1		2
業務連絡用	乗用車			1		1	2
	軽ワゴン車				1		1
処理処分用	タイヤショベル			1	1		2
	フォークリフト			2	1		3
	箱型ダンプ				1		1
清掃事業に使用しない車両			2				2
合計		1	4	32	7	1	45

注意：上記表における用語については、以下のとおり省略記載している。

政策：環境政策課

廃棄：環境廃棄物対策課

収集：収集資源センター

クリ：クリーンセンター

新ク：新クリーンセンター建設事務所

(2) 清掃関係予算

① 清掃総務費予算

清掃総務費に係る歳出の過年度の予算（補正後）額は以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人件費	614,932	705,735	739,568	634,441	623,618
報償費	1,550	1,454	1,368	1,220	20
旅費	247	114	11	163	201
需用費	3,542	3,009	3,051	3,118	3,612
役務費	466	272	419	309	354
委託料	0	0	0	76	0
使用料及び賃借料	2,853	2,647	2,427	2,470	2,000
備品購入費	2,570	170	626	40	1,430
負担金、補助及び交付金	368	260	291	455	361
補償、補填及び賠償金	50	0	0	0	0
公課費	85	0	35	0	7
計	626,663	713,660	747,796	642,292	631,603

清掃総務費のうち、もっとも主要な項目である人件費の増減内容は以下の理由によるものである。

- ・令和元年度：中核市移行による組織改編に伴い、環境事務所の職員数が増加したことにより、職員給与費が 90,747 千円上昇し、人件費が上昇している。
- ・令和 3 年度以降：環境廃棄物対策課の職員給与費を保健衛生総務費で計上したことに伴い清掃総務費の職員給与費が 105,248 千円減少したことにより、人件費が減少している。

② 塵芥処理費予算

塵芥処理費に係る歳出の過年度の予算（補正後）額は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人件費	22,474	19,271	18,133	18,009	20,966
報償費	173	50	139	0	1,200
旅費	218	226	868	975	1,062
需用費	106,391	110,931	115,488	123,874	168,659
役務費	1,839	1,752	2,598	2,121	2,943
委託料	1,286,671	1,378,877	1,381,926	1,297,241	1,377,445
使用料及び賃借料	1,394	1,804	2,304	2,697	3,488
工事請負費	100,949	93,347	42,781	230,556	1,701,169
原材料費	6,660	6,390	6,385	6,391	7,048
備品購入費	363	50	50	20	110
負担金、補助及び交付金	563,071	572,825	657,901	618,945	810,676
補償、補填及び賠償金	0	0	7	0	0
公課費	4,099	4,098	4,220	4,176	4,377
計	2,094,302	2,189,621	2,232,800	2,305,005	4,099,143

塵芥処理費のうち、主要な増減内容は以下の理由によるものである。

- ・令和 3 年度需用費：クリーンセンターにおける工場用消耗品購入費が前年度に比べ 5,700 千円増加したことにより、需要費が増加している。
- ・令和 4 年度需用費：クリーンセンターにおけるクリーンセンタータービン発電機不具合緊急対応にて不足すると見込まれる電気料 44,500 千円の増額によるものである。
- ・令和 2 年度の負担金、補助金及び交付金：福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターが平成 26 年度から平成 28 年度まで行った基幹改良工事に対する負担が開始したことに伴い、建設負担金が前年比で 118,238 千円増加したことにより、負担金が増加している。
- ・令和 4 年度の負担金、補助金及び交付金：新たに、新ごみ処理施設で発電した電気を売電するために必要となる特別高圧送電線整備工事の負担金を 128,398 千円支出したことにより、負担金が増加している。

また、福井坂井地区広域市町村圏事務組合において、最終処分場におけるシート張替え工事や余熱館の修繕を要することにより、組合負担金が前年比で 33,432 千円増加したため、負担金が増加している。

さらに、鯖江広域衛生施設組合において、既存施設にかかる公債費を令和 4 年から 7 年までの 4 年間で市町の負担金で返還することから、組合負担金が前年比で 22,617 千円増加したことにより、負担金が増加している。

また、各年度の主要な工事請負内容は、以下の理由によるものである。

- ・平成 30 年度：クリーンセンターにおける、ボイラー側壁管の取替や、焼却炉中部の耐火材の取替を行ったことによる。
- ・令和元年度：クリーンセンターにおけるバグフィルターのろ布の取替や、新クリーンセンター準備室における、無線放送システムの整備を行ったことによる（なお、本無線放送システムの整備については、工事請負費で予算化されているが、発注段階で実施内容を精査した結果、委託料での支出が適切であると判断し、委託料に予算を流用し執行されている）。
- ・令和 2 年度：クリーンセンターにおける、耐火材の取替、飛灰排出機の取替、バグフィルター用除湿器の取替を行ったことによる。
- ・令和 3 年度：ごみ処理施設の整備に先立ち、東山健康運動公園南側に、調整池の整備工事に着手したことによる。
- ・令和 4 年度：前年度に引き続き、調整池の整備工事を行い、竣工したことに加え、新ごみ処理施設の敷地造成工事に着手したことによる。

(3) 処理施設

福井市のごみ処理は、福井市クリーンセンター、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター及び鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターで実施されている。また、収集資源センターでは、収集基地としての活動のほか、リサイクル資源のストック場としての機能も備えている。

なお、福井市クリーンセンターから排出される焼却灰については、県外の民間業者が所有する一般廃棄物管理型最終処分場において最終処分が実施されている。

施設名	福井市クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター		鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター	
	焼却施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設
所在地	福井市寮町 50-41	あわら市笹岡 33-3-1		鯖江市西番町 15-30	
敷地面積	14,100 m ²	20,200 m ²		22,300 m ²	
延床面積	9,594 m ²	14,243 m ²		3,355 m ²	2,533 m ²
竣工年月	平成 3 年 3 月	平成 7 年 9 月		昭和 61 年 4 月	平成 5 年 4 月
公称能力	345t/24h	222t/24h	90t/5h	120t/16h	50t/5h
基数	115t/24h×3 基	74t/24h×3 基	1 基	60t/16h×2 基	1 基
集塵装置	バグフィルター	バグフィルター 乾式有害ガス 除去装置	バグフィルター サイクロン	バグフィルタ ー	バグフィルタ ー サイクロン

型式	全連続燃焼式 流動床炉	全連続燃焼式 流動床炉	回転式破碎機	准連続式流 動床炉	回転式破碎 機
工事 施工者	石川島播磨重 工業	J F E エンジニアリング		萩原製作所	栗本鐵工所
建設費 (単位： 千円)	7,863,446 (管理棟 336,614 含む)	17,880,000		2,070,000	2,839,600

搬出施設名	福井市クリーンセン ター	福井坂井地区広域市町村 圏事務組合清掃センター	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター
処分物	燃やせるごみの残 渣、生成物	燃やせないごみの残渣、 生成物	焼却残渣、砂礫
最終処分場	県外民間処分場	広域圏最終処分場	夢の社おた
埋立面積	/	41,300 m ²	19,400 m ²
埋立容積		231,000 m ³	116,800 m ³
竣工年月日		平成 11 年 3 月	平成 7 年 3 月
埋立開始		平成 11 年 4 月	平成 14 年 4 月
浸出水処理 方式		C a 除去処理、生物処理 (酸化・硝化・脱窒)、凝 集沈殿、砂ろ過、活性 炭、減菌	生物処理、凝集沈殿、 砂ろ過、減菌

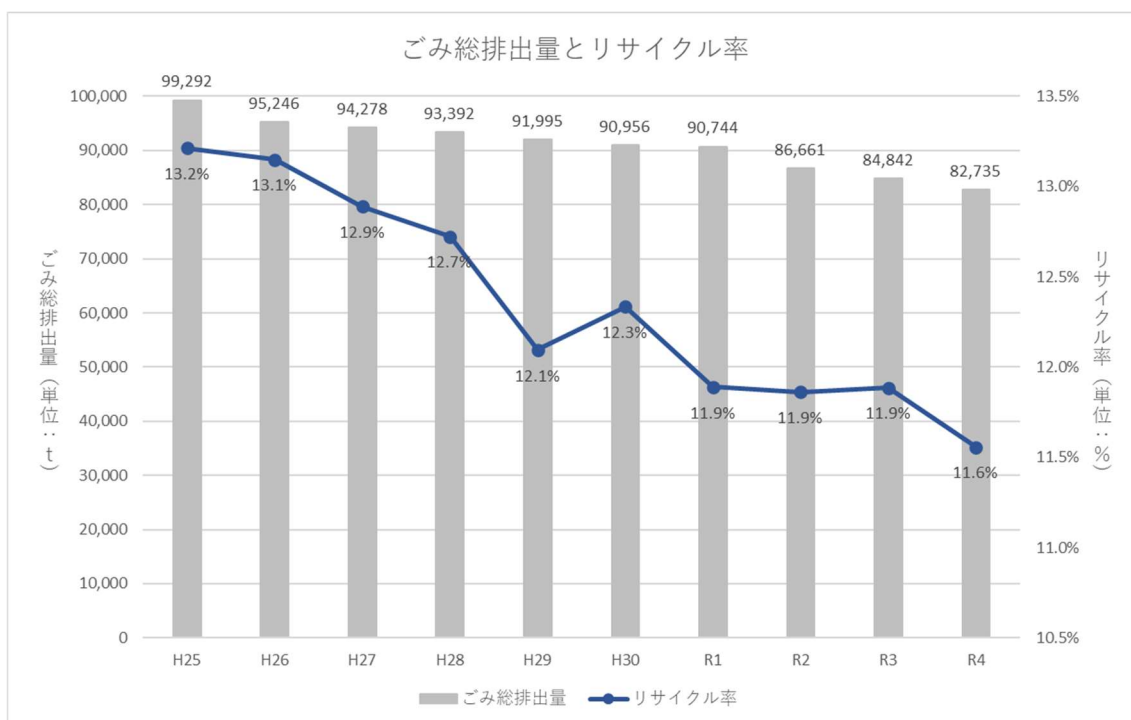
施設名	福井市収集資源センター		
	収集関係施設		資源ストックヤード
所在地	福井市南江守町 2-1		
敷地面積	13,743 m ²		
延床面積	管理棟	1,497.87 m ²	資源物ヤード 192 m ²
	車庫	648.50 m ²	
	倉庫等	601.35 m ²	
	計	2,747.72 m ²	
機種	高压洗浄機 5 基		
開設年月日	昭和 36 年 5 月		平成 5 年 1 月

(4) ごみ排出量の実績

福井市におけるごみ排出量の過去の推移は以下のとおりとなっている。

分別の種類			排出量 (t)				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
再資源化	①資源物	びん	1,099	1,046	1,050	1,009	1,014
		缶	343	332	359	343	320
		ペットボトル	252	248	260	266	270
		プラスチック製容器包装	2,044	2,081	2,190	2,239	2,258
		ダンボール・紙製容器	730	677	664	641	606
		紙パック	11	12	12	12	11
		新聞紙・雑誌	14	7	12	12	10
		小型家電等	93	130	70	86	80
		乾電池	53	52	54	55	53
		スプレー缶	5	4	4	4	3
		蛍光灯	21	18	19	18	15
			4,665	4,608	4,694	4,685	4,640
		②処理過程における資源物化	1,649	1,326	1,955	1,800	1,602
		③古紙等集団資源回収	3,136	2,919	1,872	1,872	1,660
	④古紙等店頭回収	1,768	1,936	1,758	1,728	1,659	
	A.再資源化合計 (①+②+③+④)	11,219	10,789	10,280	10,084	9,562	
焼却・破碎等	⑤燃やせるごみ	家庭系	41,926	42,523	42,507	41,455	40,709
		事業系	28,014	27,301	24,067	24,313	23,945
	⑥燃やせないごみ	家庭系	9,355	9,397	9,782	9,033	8,541
		事業系	2,092	2,060	1,980	1,757	1,581
		小計 (⑤+⑥)	81,387	81,281	78,337	76,558	74,776
	収集・持込量 (①+⑤+⑥)	86,052	85,889	83,031	81,243	79,416	
	B.総排出量 (①+③+④+⑤+⑥合計)	90,956	90,744	86,661	84,842	82,735	
	リサイクル率 (A÷B)	12.3%	11.9%	11.9%	11.9%	11.6%	

また、平成30年度より以前も含む、ごみ総排出量とリサイクル率の推移は、下記のグラフのとおり推移している。



なお、1人1日当たりのごみの量の過去の推移は以下のとおりとなっている。

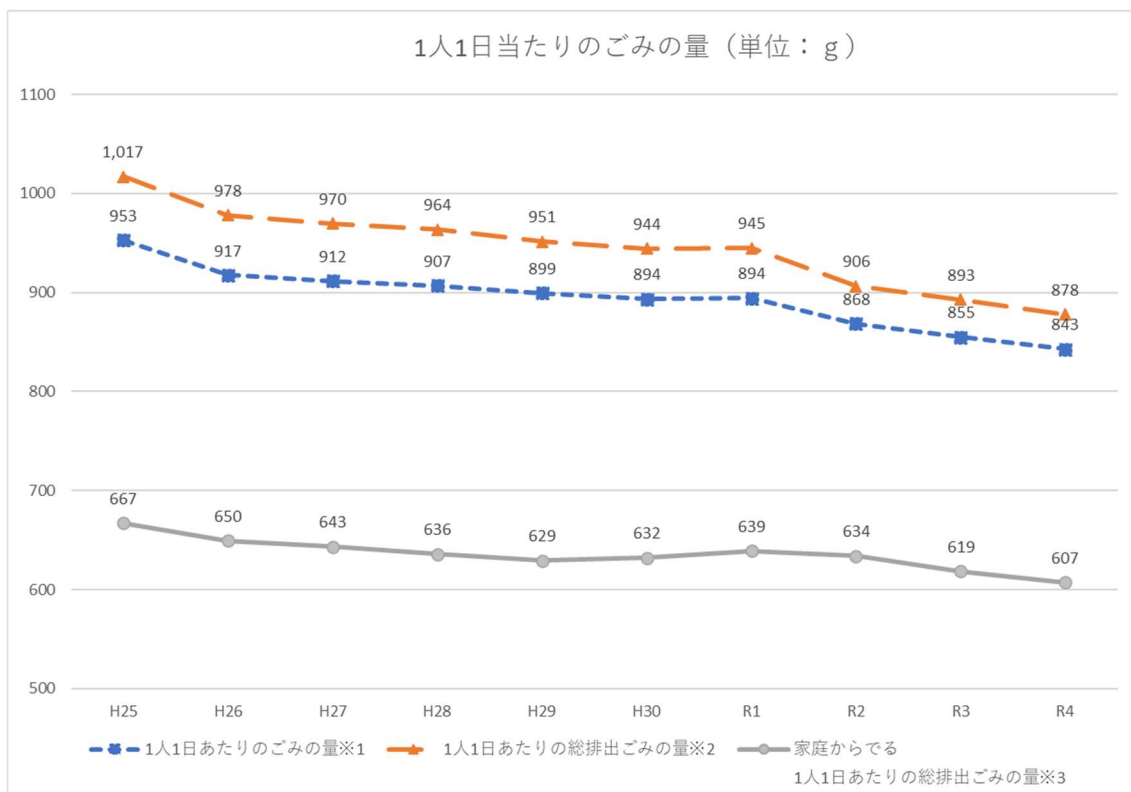
分別の種類	排出量 (g)				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1人1日当たりのごみの量※1	894	894	868	855	843
1人1日当たりの総排出ごみの量※2	944	945	906	893	878
家庭から出る 1人1日当たりの総排出ごみの量※3	632	639	634	619	607

※1 (資源物+燃やせるごみ+燃やせないごみ) ÷ 人・日

※2 (資源物+古紙等集団資源回収+古紙等店頭回収+燃やせるごみ+燃やせないごみ) ÷ 人・日

※3 (資源物+古紙等集団資源回収+古紙等店頭回収+燃やせるごみ(家庭系)+燃やせないごみ(家庭系)) ÷ 人・日

また、平成30年度より以前も含む、1人1日当たりのごみの量の推移は、下記のグラフのとおり推移している。



（5）燃やせるごみ持込量の処理実績

福井市における燃やせるごみの持込量の過去の推移は以下のとおりとなっている。

【福井市クリーンセンターへの持込量実績】（福井・美山区域）

（単位：t）

区分/年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
直営収集		12,710	12,930	12,934	12,667	12,412
委託収集		25,281	25,671	25,808	25,152	24,586
許可収集		25,434	24,803	21,928	22,198	21,956
持込	一般可燃	605	646	615	576	610
	粗大可燃	1,627	1,571	1,452	1,421	1,480
	事業可燃	536	571	445	452	496
	減免等	104	86	64	80	46
	下水	55	47	50	47	46
	中央卸売市場 シルバー人材センター 持込	1,140	1,071	887	848	742
	小計	4,067	3,992	3,513	3,424	3,420
合計		67,492	67,394	64,183	63,440	62,376

【鯖江市クリーンセンターへの持込量実績】（越廼・清水区域）

（単位：t）

区分/年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託収集		1,592	1,599	1,588	1,538	1,511
許可収集		592	586	580	571	540
持込	一般可燃	56	60	61	54	64
	事業可燃	206	185	163	159	164
	減免等	2	0	0	6	0
	小計	264	245	224	219	228
合計		2,448	2,430	2,391	2,328	2,278

（6）燃やせないごみ持込量の処理実績

福井市における燃やせないごみの持込量の過去の推移は以下のとおりとなっている。

【広域清掃センターへの持込量実績】（福井・美山区域）

（単位：t）

区分/年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託収集		7,083	6,988	7,184	6,617	6,291
直営粗大		217	264	316	299	296
許可収集		1,722	1,697	1,619	1,425	1,296
持込	一般不燃	1,457	1,566	1,630	1,522	1,360
	事業不燃	278	272	282	217	207
	減免	30	21	13	38	17
	小計	1,765	1,859	1,925	1,777	1,584
合計		10,787	10,808	11,044	10,119	9,466

【鯖江市クリーンセンターへの持込量実績】（越廼・清水区域）

（単位：t）

区分/年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託収集		66	65	72	65	59
許可収集		0	0	0	0	0
持込	一般不燃	329	318	352	280	327
	事業不燃	59	65	62	61	58
	減免	5	5	4	15	3
	小計	393	388	418	356	388
合計		459	453	490	421	448

第3章 監査の結果

1. 監査結果のまとめ

指摘及び意見の数は以下のとおりである。

(単位：件)

No	監査項目	指摘	意見
2	市民課	0	14
3	市民サービス推進課	0	2
4	市民協働・ボランティア推進課	0	9
5	危機管理局危機管理課	0	32
6	環境事務所環境政策課	0	18
7	環境事務所環境廃棄物対策課	0	8
8	環境事務所収集資源センター	0	16
9	環境事務所クリーンセンター	0	11
10	新クリーンセンター建設事務所	0	4
	合計	0	114

2. 主な意見

本報告書概要版においては、報告書から主な意見を抜粋、集約して記載している。項目名は、所管課名および括弧内には報告書に記載している実施事業名としている。さらに、項目名の末尾に付しているページ数は報告書における記載ページを示している。

2-1. 市民課（2-2. サービスセンター等管理運営費）(P.47)

(1) 国見連絡所

◆国見連絡所の概要

施設名	福井市国見連絡所
外観	
所在地	〒910-3402 福井市鮎川町 133-1-3
連絡先	TEL：0776-88-2001
開館時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（申請受付は午後 5 時まで）
休所日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
主な機能	「第 2 章 監査対象の概要 3. 福井市市民課の窓口及び業務時間」参照
職員構成	1 名（再任用職員 1 名）

◆当施設における利用実績の推移

（単位：件数は件、金額は千円）

項目		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
徴税手数料	諸証明手数料	113	25	84	14	104	18
戸籍住民基本台帳手数料	戸籍手数料	206	120	141	80	120	69
	住民基本台帳手数料	207	61	176	52	156	46
	印鑑証明手数料	191	56	162	48	160	47
	臨時運行手数料	12	9	14	10	8	6

	諸証明手数料	4	1	2	0	6	1
合計		733	274	579	207	554	189

(※) 件数は無料発行分を含む。

◆当施設における主要な費用の推移

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費（給料、各種手当、 社会保険料事業者負担分） 計	3,276	3,270	3,263
消耗品費	※1	※1	※1
燃料費(灯油、LP ガス等)	—	—	—
電気料	※2	※2	※2
水道料	※2	※2	※2
電話料	64	63	65
複合機賃借料	19	19	19
借地料	※2	※2	※2
警備委託料	※2	※2	※2
合計	3,361	3,353	3,347

(※1) 必要な物品を本庁から直接送付しており、把握できていない。

(※2) 当連絡所は国見公民館と併設されており、公民館を管理する施設所管課にてまとめて支出がなされている。

◆当施設における監査の結果と意見

①国見連絡所の管理運営体制について

国見連絡所は国見公民館に併設され、福井市職員 1 名にて管理運営がなされている。年間の証明書発行件数、手数料収入は年々減少しており、令和 4 年度においては取扱件数計 554 件、手数料収入計 189 千円のみであった。

【意見】	国見連絡所の今後の在り方について
<p>上記のように、国見連絡所においては、福井市職員 1 名にて管理運営がなされており、年間の証明書発行件数、手数料収入も年々減少傾向にある。</p> <p>現地で担当する職員にヒアリングを行ったところ、市民からの証明書発行依頼は多くても 1 日当たり 3、4 件であり、現金の取扱いも月に 1 回、本庁に送付する程度であり、当連絡所においては証明書交付業務が制限されているものもある（「第 2 章 監査対象の概要 3. 福井市市民課の窓口及び業務時間」参照）。</p>	

また、戸籍関係の業務は本庁と FAX でのやり取りが必要なため、時間を要することから、市民に対しては車で 10 分程度の越廼連絡所を案内することもあり、当連絡所の存在意義に疑念を感じる。

さらに、福井市職員 1 名にて管理運営することは、現金を取扱う業務である以上、確認や牽制機能が働かず、施設の管理運営上において望ましくない。

当連絡所の利用状況からは、今後、営業日数の削減や、近隣の連絡所との集約化も含め検討していくことが必要と考える。

(2) 殿下連絡所

◆殿下連絡所の概要

施設名	福井市殿下連絡所
外観	
所在地	〒910-3516 福井市風尾町 1-13
連絡先	TEL : 0776-97-2101
開館時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (申請受付は午後 5 時まで)
休所日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)
主な機能	「第 2 章 監査対象の概要 3. 福井市市民課の窓口及び業務時間」参照
職員構成	1 名 (再任用職員 1 名)

◆当施設における利用実績の推移

(単位：件数は件、金額は千円)

項目		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
徴税手数料	諸証明手数料	13	3	5	1	5	1

戸籍住民 基本台帳 手数料	戸籍手数料	30	15	12	7	16	8
	住民基本 台帳手 数料	45	13	19	5	15	4
	印鑑証明 手数料	32	9	33	9	35	10
	臨時運行 手数料	1	0	—	—	—	—
	諸証明手 数料	2	0	1	0	1	0
合計		123	43	70	24	72	24

(※) 件数は無料発行分を含む。

◆当施設における主要な費用の推移

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費(給料、各種手当、 社会保険料事業者負担分) 計	3,110	3,077	3,091
消耗品費	※1	※1	※1
燃料費(灯油、LPガス等)	—	—	—
電気料	※2	※2	※2
水道料	※2	※2	※2
電話料	68	68	70
複合機賃借料	18	18	18
借地料	※2	※2	※2
警備委託料	※2	※2	※2
合計	3,197	3,164	3,180

(※1) 必要な物品を本庁から直接送付しており、把握できていない。

(※2) 当連絡所は殿下公民館と併設されており、公民館を管理する施設所管課にてまとめて支出がなされている。

◆当施設における監査の結果と意見

①殿下連絡所の管理運営体制について

殿下連絡所は殿下公民館に併設され、福井市職員 1 名にて管理運営がなされている。年間の証明書発行件数、手数料収入は年々減少しており、令和 4 年度においては取扱件数計 72 件、手数料収入計 24 千円のみであった。

【意見】	殿下連絡所の今後の在り方について
<p>殿下連絡所においては、福井市職員 1 名にて管理運営がなされており、年間の証明書発行件数、手数料収入も年々減少傾向にある。</p> <p>現地で担当する職員にヒアリングを行ったところ、市民からの証明書発行依頼は多くても 1 日当たり 3、4 件であり、現金の取扱いも月に 1 回、郵便局に預け入れる程度であり、当連絡所においては証明書交付業務が制限されているものもある（「第 2 章 監査対象の概要 3. 福井市市民課の窓口及び業務時間」参照）。</p> <p>また、戸籍関係の業務は本庁と FAX でのやり取りが必要なため、時間も要する。</p> <p>さらに、福井市職員 1 名にて管理運営することは、現金を取扱う業務である以上、確認や牽制機能が働かず、施設の管理運営上において望ましくない。</p> <p>当連絡所においては特に年間の利用件数、手数料収入が少ないことから、今後、営業日数の削減や、近隣の連絡所との集約化も含め検討していくことが必要と考える。</p>	

2-2. 市民課（2-6. 美山連絡所事務諸経費）（P.77）

（1）美山連絡所

◆美山連絡所の概要

施設名	美山連絡所
外観	
所在地	〒910-2392 福井県福井市美山町 7-1
連絡先	TEL：0776-90-1111
開館時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（申請受付は午後 5 時まで）
休所日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
主な機能	「第 2 章 監査対象の概要 3. 福井市市民課の窓口及び業務時間」参照
職員構成	7 名（正規職員 3 名、再任用職員 4 名）

◆当施設における利用実績の推移

（単位：件数は件、金額は千円）

項目		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
徴税手数料	諸証明手数料	—	—	—	—	—	—
戸籍住民 基本台帳 手数料	戸籍手数料	825	499	751	460	847	530
	住民基本 台帳手数料	946	283	774	232	662	198
	印鑑証明 手数料	799	231	731	212	660	188
	臨時運行 手数料	6	4	11	8	9	6
	諸証明手 数料	32	9	26	7	24	6
合計		2,608	1,028	2,293	920	2,202	931

(※) 件数は無料発行分を含む。

◆美山4郵便局における利用実績の推移

美山連絡所においては、令和3年度までは美山地区の4郵便局においても証明書の発行業務を行っていた。上記の表には郵便局における手数料収入を含んでおり、令和3年度までの美山地区の4郵便局における手数料収入は以下のとおりである。なお、令和4年3月31日に当該業務を終了しているため、令和4年度以降の数字はない。

(単位：件数は件、金額は千円)

項目		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
徴税手数料	諸証明手数料	—	—	—	—	—	—
戸籍住民 基本台帳 手数料	戸籍手数料	22	10	15	6	—	—
	住民基本 台帳手数料	87	26	61	18	—	—

	印鑑証明 手数料	66	19	46	13	—	—
	臨時運行 手数料	—	—	—	—	—	—
	諸証明手 数料	—	—	—	—	—	—
	合計	175	56	122	38	—	—

◆当施設における主要な費用の推移

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費（給料、各種手当、 社会保険料事業者負担分） 計	68,621	41,408	45,946
消耗品費	363	175	146
燃料費(灯油、LPガス等)	602	680	619
電気料	2,759	2,549	2,809
水道料	75	56	63
電話料	298	289	269
複合機賃借料	22	132	158
借地料	—	—	—
警備委託料	369	※1	※1
合計	73,114	45,291	50,012

(※1) 美山連絡所の庁舎管理は令和3年度より施設活用推進課が担当している。

◆当施設における監査の結果と意見

①美山連絡所の管理運営体制について

美山連絡所は令和3年度より美山総合支所から連絡所として位置づけられた。そのため、現在においては旧総合支所の建物内にて連絡所の業務を行っている。建物の広さに対して職員数は計7名であり、業務として使用されていないスペースは物置きの状態となっていた。

<美山連絡所の内部（電気が点いていない奥のスペースが使用されていない）>



また、美山連絡所の年間の証明書発行件数、手数料収入は年々減少しており、令和 4 年度においては取扱件数計 2,202 件、手数料収入計 931 千円であるにもかかわらず、旧総合支所の維持費は電気料のみでも 2,809 千円発生している現状である。

【意見】	美山連絡所の今後の在り方について
<p>美山連絡所においては、職員 7 名のみで管理運営がなされており、建物の広さに対して使用されていないスペースがあり、そのスペースは物置きの状態となっていた。また、年間の証明書発行件数、手数料収入も年々減少傾向であり、手数料収入を得ない事務も担っていることを考慮しても、高額な維持費が毎年度発生している。</p> <p>スペースが広い分、付随する維持費が多く発生する。現地で担当する職員にヒアリングを行ったところ、夏や冬は電気代や燃料費を抑えるために極力冷暖房機器を付けず業務を行っているとのことであった。それでも市民が来所する以上は冷暖房機器の稼働は必須であり、結果、上記のように高額な維持費が発生している現状となっている。実際に業務としてのスペースは現施設の 1/3 程度であり、必ずしも当施設において今後継続的に業務を行う必要性は見当たらない。</p> <p>高額な維持費が毎年度発生していることに鑑みると、後に記載する越廼連絡所のように省スペース化に向けた連絡所の移転や美山連絡所の他の用途での有効活用などを一早く検討すべきであると考えます。</p>	

2-3. 市民課（2-9. 越廼連絡所施設管理費）（P.90）

（1）二度に渡る連絡所移転について

当事業は、越廼連絡所が入っている越廼公民館の長寿命化改修工事の必要性から、一時的に越廼漁村センターに機能を移転し、越廼漁村センターへの移設及び改修、並びに越廼公民館の長寿命化改修工事を内容としている。移設や改修は令和 4 年度にて完了しているが、公表されている福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期評価の資料をみると、令和 2 年度においても当時の越廼総合支所を越廼公民館に移転しており、令和 2 年度及び令和 4 年度の二度に渡って越廼公民館に移転されている事実を確認した。

【意見】	計画性のある移転、改修工事の実施について
<p>当時の越廼総合支所は、令和 2 年度に越廼公民館に移転しており、その 2 年後に越廼公民館の長寿命化改修工事の必要性から、越廼漁村センターへ一旦移転し、越廼公民館の改修工事が完了した後に、再度越廼公民館に移転している。</p> <p>この点、福井市の担当者にヒアリングを行ったところ、「越廼公民館の長寿命化改修工事は、令和 2 年度の移転前に行う予定であったが、平成 29 年度に策定された福井市財政再建計画を受け、改修時期が延期になった。」とのことであった。</p> <p>二度に渡る越廼連絡所の移転が発生した事実を鑑みると、財政再建計画を受け、改修時期が延期となったとしても、越廼公民館の長寿命化改修工事は優先的に実施すべきであったのではないかと認められる。令和 2 年度の移転前に越廼公民館の改修工事が終わり、越廼総合支所の機能を移転することができたとなれば、少なくとも令和 4 年度の漁村センターへの移転費、さらには仮連絡所として機能するための漁村センターの改修工事の支出は発生しなかったこととなる。</p> <p>改修工事や移転の必要性が予定されている施設があるのであれば、このような不要な支出が発生しないよう、より総コストを低減できるように、計画性を持った移転工事、改修工事を実施していくことが必要と考える。</p>	

2-4. 市民協働・ボランティア推進課（4-2. 市民活動促進事業）(P.117)

(1) ふくい市民活動基金について

当事業では、市民から寄附金を受領すると、「ふくい市民活動基金」として繰入、運用している。直近 3 年度のふくい市民活動基金の動きは以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末基金残高①	13,248	13,368	13,369
当年度積立額②	2,594	2,365	2,152
当年度取崩額③	2,474	2,364	2,474
当年度基金残高(①+②-③)	13,368	13,369	13,047

直近 3 年度においては当年度積立額と当年度取崩額がほぼ同額であり、基金の使途が関連する事業に充当されていると見受けられる。しかし、当初の基金創立における市費 7,000 千円の未利用残、寄附金の事業未充当分、その他寄附型自動販売機貸付料から成る積立により、基金残高は約 13 百万円で推移しており、過去からの繰越基金額が事業に活用できていない部分があることが認められる。

【意見】	ふくい市民活動基金の有効活用について
<p>ふくい市民活動基金は、市民からの寄附金や寄附型自動販売機貸付料にて成り立っており、その他の基金とは性質が異なり、より関連する事業に活かさなければならないと考えられる。</p>	

市の担当者に過去からの基金残高推移を確認したところ、令和 4 年度の基金残高 13,047 千円は、主に、基金創設時の市費 7,000 千円をはじめ、過年度からの寄附金や平成 28 年度以降の寄附型自動販売機貸付料収入の内事業未充当分で構成されていることを確認した。

今後、基金の残高が多額に積み上がっている以上、当該基金の有効活用について考えていかなければならない。この点、当寄附は福井市総合ボランティアセンターにおいて受付を行っているが、①窓口にて寄附金を受付ける場合、②納付書を送付して寄附金を受付ける場合の 2 種類の手段しかなく、寄附側、受付側それぞれの手続が煩雑になっていることが課題として挙げられる。近年では、ふるさと納税などのインターネットを通じた寄附の方法も主流となっており、寄附の手続が現場に赴くことなくインターネットにて完結するのであれば、寄附者への利便性の向上が期待できる。

そのため、残高として残っているふくい市民活動基金の有効活用の一例として、上記の煩雑な寄附手続の解消、及び簡潔な方法でより広く寄附者を募る手段として、インターネットを利用した寄附システムの確立等が考えられる。ふくい市民活動基金が有効活用されることで、市民からの寄附件数、寄附金額が増加し、市民からの寄附が寄附目的に沿って、有効に市民に還元されるような好循環が生まれることに期待したい。

2-5. 市民協働・ボランティア推進課（4-5. 総合ボランティアセンター管理運営費） (P.125)

(1) 予約受付の方法について

福井市総合ボランティアセンターを使用する場合には、所定の使用等承認申請書に記入した上で、当センター窓口へ提出する必要がある。電話又は窓口にて仮予約することもできるが、同時に申し込みがあった場合にはどちらを優先するのか、その取扱いが難しい。また、予約の内容を変更する場合にも、所定の使用等変更承認申請書に記入し、窓口へ提出しなければならない。

福井市総合ボランティアセンターでは、申請書の内容に基づき、予約簿にて使用予約の管理を行っている。なお、当該予約簿は全て手書きの運用となっていた。

【意見】

インターネット予約の検討について

上記のように福井市総合ボランティアセンターを使用する際には、使用等承認申請書を記入、その予約内容を変更する場合にも使用等変更承認申請書を記入し、どちらも当センターの窓口へ提出しなければならない。また、福井市側においても受け付けた予約内容を予約簿にて管理しており、全て手書きの運用となっている。予約内容に変更があった場合には、手書きで修正を行っているため、非常に判別し難い見栄えとなっており、予約の重複や、予約の未確定など施設の運営上に誤りが発生するおそれがある。

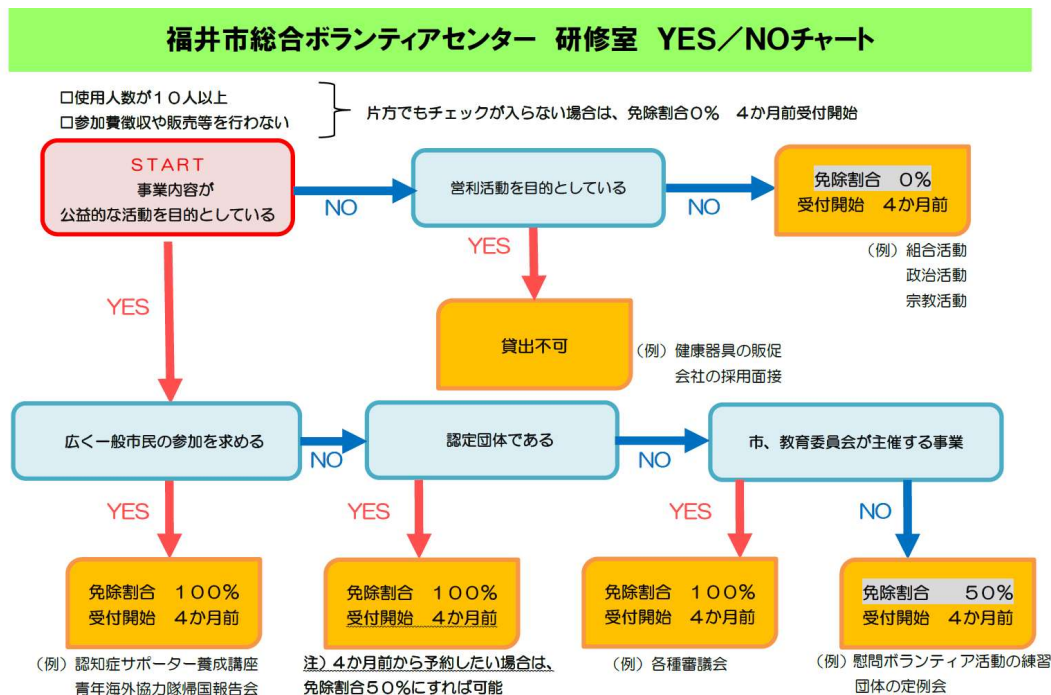
近年では、施設の予約にあたっては、インターネットによる予約方法も主流となっており、このような予約手続が現場に赴くことなくインターネットにて完結するのであれ

ば、使用者の予約手続の簡素化のみならず福井市側でも業務の効率化、正確性を増すことが期待できる。

「4-2. 市民活動促進事業」の監査意見（ふくい市民活動基金の有効活用）にも記載しているが、当センターの寄附金の受領手続のみならず、このような施設の予約に関してもインターネットを利用した方法を樹立することができるのであれば、利用者側もスムーズに空き状況を確認することができるなど利便性が向上され、福井市側においても業務効率化等のメリットを享受することができると考えられるので、ふくい市民活動基金の有効活用の一環として検討してはどうか、ということが監査人の意見である。

(2) 福井市総合ボランティアセンターの利用フローチャートについて

福井市総合ボランティアセンターにおいては、当施設の性質上、誰でも利用できるものではなく、以下のフローチャートによって使用可否が判断されている。使用料の免除割合の判断についても同様である。



本フローチャートに基づき現場担当者にヒアリングを行ったところ、当センターの研修室を使用するには、使用効率化を図るため、基本的には参加人数が10人以上でないと免除対象として受付けていないとのことであった。しかし、実際の使用実績を閲覧したところ、10人に満たない団体でも使用料免除で研修室は利用されており、その場合においては、使用等承認申請書に10人と申請人数が修正された履歴があった。

【意見】	利用者促進のためのフローチャートの見直しについて
<p>上記の「福井市総合ボランティアセンター 研修室 YES/NO チャート」にて、使用の可否、及び免除割合の判断が行われているが、使用人数などの実際の運用と申請書の記入の仕方において、一部便宜が図られている面が見られた。</p> <p>また、上記のフローチャートの文言を直接読み取ると、営利活動を目的としている団体は一切使用することができないように誤解を招く可能性があったり、運用上、使用人数が10人に満たない場合には使用等承認申請書上の使用人数を10人に修正していたりする状態であった。さらに、福井市職員が打合せをする場合には、当然少人数でも利用がなされていた。利用制限を厳格に行った結果、研修室の使用率が低下することは施設運営上でも望ましくなく、一定の条件のもと利用者を拡大することも検討する余地があると認められる。</p> <p>当施設の性質上、ある程度利用制限されるべき施設であるとは考えられるが、現状の運用の水準まで制限するものとはまでは言えず、利用者増加を確保するために、また、利用者に使用の誤解を招く表現も含まれているため、上記のフローチャートの見直しの検討が必要であると考えます。</p>	

2-6. 危機管理局危機管理課（5-11. 防災備蓄整備事業）（P.165）、（5-25. 防災ステーション管理運営事業）（P.205）

（1）備蓄施設及び備蓄品の保管状況について

福井市は、備蓄施設として、地区備蓄施設及び拠点備蓄施設を設置している。施設概要は以下のとおりである。

施設区分	機能	設置単位	設置数
地区備蓄施設	災害時すみやかに必要不可欠な物資を備蓄物資交付対象者へ交付	収容避難所を有する地区・地域単位に設置	56
拠点備蓄施設	必要に応じて避難所等に必要な物資の補充を図るための物資を配備	市内に分散設置	7

これらの施設の備蓄状況を確認するために、任意で5地区3拠点1施設を選定し、現場視察を行った。なお、視察場所等については以下のとおりである。

視察場所	施設区分	視察日	結果
越廼中学校	地区備蓄施設	令和5年8月30日（水）	以下①【意見】参照
越廼中学校	拠点備蓄施設		以下②【意見】参照
社北小学校	地区備蓄施設	令和5年9月4日（月）	以下③【意見】参照
森田中学校	地区備蓄施設	令和5年9月6日（水）	避難所開設のため中止

東郷小学校	地区備蓄施設	令和5年9月19日（火）	以下④【意見】参照
ハピリン		令和5年9月21日（木）	以下⑤【意見】参照
旧清水総合支所	拠点備蓄施設		以下⑥【意見】参照
清水南小学校	地区備蓄施設		以下⑦【意見】参照
防災ステーション	拠点備蓄施設	令和5年9月22日（金）	以下⑧【意見】参照

① 越廼中学校（地区備蓄施設）

地区備蓄施設である越廼中学校の備蓄倉庫の保管品を抜き取り確認した結果、以下のとおりであった。

- ・備蓄台帳上、毛布 10 のところ現物は 40 であった。
- ・毛布などの非常時備品について、使用期限は一般的に 10 年とのことであるが、現物は古いもので平成 14 年に納入されており、使用時に耐火性や耐水性等に問題ないか否か検討されていない。
- ・備蓄台帳に記載のない物品（凝固・衛生袋セット）が保管されていた。
- ・福井市備蓄計画において、備蓄するとされている物品（トイレットペーパー・ブルーシート）が備蓄されていなかった。

【意見】	備蓄状況の確認結果について（越廼中学校（地区備蓄施設））
福井市備蓄計画に則った備蓄品の整備を行うとともに、備蓄台帳について、正確な記載となるように修正する必要がある。また、使用期限の情報に基づく物品の適正な管理を行う必要がある。	

（毛布）



② 越廼中学校（拠点備蓄施設）

拠点備蓄施設である越廼中学校の備蓄倉庫の保管品を抜き取り確認した結果、以下のとおりであった。

- ・備蓄台帳上、保管すべき物品（粉ミルク）について、備蓄されていなかった。
- ・福井市備蓄計画において、備蓄するとされている物品（石鹼・紙おむつ（こども S・こども L・大人）・台車（大・小）・寝袋）が備蓄されていなかった。

【意見】	備蓄状況の確認結果について（越廼中学校（拠点備蓄施設））
<p>福井市備蓄計画に則った備蓄品の整備を行うとともに、備蓄台帳について、正確な記載となるように修正する必要がある。</p> <p>また、越廼中学校は、拠点備蓄施設と地区備蓄施設の双方が設置され、それぞれ別々に備蓄品を保管している。これについて、地区備蓄倉庫保管品について、拠点備蓄倉庫内に保管することを提案する。拠点備蓄倉庫内において、地区備蓄品と拠点備蓄品を分別管理することによって、地区備蓄倉庫の修繕等の管理が不要となり、より経済的な備蓄品の管理ができるのではないかと考える。</p>	

（拠点備蓄倉庫）

（地区備蓄倉庫）



③ 社北小学校（地区備蓄施設）

地区備蓄施設である社北小学校の備蓄倉庫の保管品を抜き取り確認した結果、以下のとおりであった。

- ・備蓄台帳上、簡易トイレ2のところ、現物は3であった。
- ・備蓄台帳上、スコップ7のところ、現物は9であった。
- ・備蓄台帳上、マスク410のところ、現物は450であった。
- ・備蓄台帳に記載のない物品（トイレットペーパー・ブルーシート）が保管されていた。
- ・毛布などの非常時備品について、使用期限は一般的に10年とのことであるが、現物は古いもので平成18年に納入されており、使用時に耐火性や耐水性等に問題ないか否か検討されていない。

- ・備蓄台帳に記載のない物品（トイレットペーパー・ブルーシート）が保管されていた。

また、倉庫内の状況は、以下のとおりであった。

- ・自主防災組織の備蓄品やマンホールトイレが保管されていた。
- ・実際の非常時には使用できない訓練用の毛布が、備蓄品とともに保管されていた。
- ・非常用に使用するものか不明のもの（竹など）が保管されていた。

当地区備蓄施設に関しては、備蓄倉庫内のみならず小学校内にも備蓄品が保管されていた。その状況を確認したところ以下のとおりであった。

- ・備蓄台帳上の記載がある扇風機について、現物がなかった。（学校で利用している可能性あり）
- ・備蓄台帳上、簡易ベッド12のところ、体育館倉庫と体育館ギャラリーに保管されていた現物は合計14であった。
- ・備蓄台帳に記載のない物品（ベンリーテント・簡易トイレ凝固剤×3セット）が保管されていた。

【意見】	備蓄状況の確認結果について（社北小学校（地区備蓄施設））
<p>備蓄台帳について、正確な記載となるように修正する必要があるとともに、使用期限情報に基づく物品の適正な管理が必要である。</p> <p>また、備蓄品がどこの所管のものか、どこに何があるのか、備蓄倉庫内に保管するものとして必要なものか否かが確認し難い状況であり、物品の整理整頓と適正な台帳管理が必要である。</p>	

（毛布）



（竹など）



④ 東郷小学校（地区備蓄施設）

地区備蓄施設である東郷小学校の備蓄倉庫の保管品を抜き取り確認した結果、以下のとおりであった。

- ・備蓄台帳に記載のない物品（トイレトペーパー・パナソニック デザインテレホン）が保管されていた。
- ・毛布などの非常時備品について、使用期限は一般的に10年とのことであるが、現物は古いもので平成18年に納入されており、使用時に耐火性や耐水性等に問題ないか否か検討されていない。

また、倉庫内の状況は、以下のとおりであった。

- ・地区の自治会長が自主的に備蓄を追加し保管していた。
- ・ソーラーの換気扇が取り付けされていない状況であった。
- ・アルコール消毒液について市のシールが添付されていなかった。また、避難訓練等で一部使用されていた。
- ・学校保管の物品（間仕切り・扇風機・銀マット等）と、地区備蓄保管品が混在していた。

【意見】	備蓄状況の確認結果について（東郷小学校（地区備蓄施設））
	<p>備蓄台帳について、正確な記載となるように修正する必要があるとともに、使用期限情報に基づく物品の適正な管理が必要である。</p> <p>また、備蓄品がどこの所管のものか、またどこに何があるのか、備蓄倉庫内に保管するものとして必要なものか否か確認しづらい状況であり、物品の整理整頓が必要である。さらに、食品も含めた備蓄品の管理を行う上で、倉庫内の換気体制の整備について検討が望まれる。</p>

⑤ ハピリン

帰宅困難者用施設であるハピリンの備蓄倉庫内の状況は、以下のとおりであった。

- ・500ml 飲料水に福井市が納入したことが分かるシールの張付けがなかった。
- ・空きスペースが多かった。

【意見】	備蓄状況の確認結果について（ハピリン）
	<p>備蓄品を納入する際には、物品仕様書に記載された事項が順守されているか否か確認する手続が必要である。</p> <p>また、近隣地区の備蓄品や防災資機材の保管等、空きスペースの効率的な活用方法についての検討が望まれる。</p>

(倉庫内の状況)



⑥ 旧清水総合支所（拠点備蓄施設）

拠点備蓄施設である旧清水総合支所の備蓄倉庫の保管品を抜き取り確認した結果、以下のとおりであった。

- ・備蓄台帳上、おかゆ 142.8 のところ、現物は 142 であった。
- ・備蓄台帳に記載のない物品（アルコール・ムーニーおしりふき・紙カップ・ボックストイレ・スケットトイレ）が保管されていた。

【意見】	備蓄状況の確認結果について（旧清水総合支所（拠点備蓄施設））
物品の管理について整理を行い、備蓄台帳において管理すべき物品か否かの検討をした上で、備蓄台帳で管理すべきものについては、台帳上、正確な記載となるように修正する必要がある。	

⑦ 清水南小学校（地区備蓄施設）

地区備蓄施設である清水南小学校の備蓄倉庫の保管品を抜き取り確認した結果、以下のとおりであった。

- ・備蓄台帳上、マスク 130 のところ、現物は 150 であった。
- ・備蓄台帳に記載のない物品（トイレットペーパー・パナソニック デザインテレホン）が保管されていた。

また、倉庫内の状況は、以下のとおりであった。

- ・福井市が購入していないマスク 520 が保管されていた。

当地区備蓄施設に関しては、備蓄倉庫内のみならず小学校内にも備蓄品が保管されていた。その状況を確認したところ以下のとおりであった。

- ・備蓄台帳に記載のない物品（段ボールパーテーション9枚セット×4箱、テント、ブルーシート2枚）が保管されていた。

【意見】	備蓄状況の確認結果について（清水南小学校（地区備蓄施設））
備蓄台帳について、正確な記載となるように修正する必要がある。	
また、備蓄品がどこの所管のものか確認できていない状況であり、物品の整理と適正な台帳管理が必要である。	

（段ボールパーテーション、テント、ブルーシート）



⑧ 防災ステーション

平成11年度に国交省から補助を受け、支援物資集積機能を備えた新たな防災拠点施設として、平成12年度に完成した施設が、防災ステーションである。

災害時には、全国各地から届けられる支援物資や災害対策本部が手配した食料や生活必需品等を集積し管理する支援物資集積ターミナルとして運用する。また、ステーション近辺や福井市西部方面で災害が発生した場合は、現地災害対策本部としても活用する。

平常時には、屋内外を利用した各種防災訓練や研修施設として、防災関係機関はもとより広く地域に開放することから、職員を配置し、防災活動の促進と防災体制の強化を図っている。

<施設概要>

所在地	福井市土橋町 3-80-1
延床面積	1,215.09 m ²
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄筋鉄骨造）、地上2階建

また、防災ステーションは、福井市備蓄計画に定める拠点備蓄施設とされ、備蓄品が保管されているため、備蓄状況を確認するために現場視察を行った。

防災ステーションの保管品を抜き取り確認した結果、以下のとおりであった。

- ・備蓄台帳上、ベッド 33 のところ、現物は 36 であった。
- ・備蓄台帳上、食器セット 6 のところ、現物は 7 であった。
- ・備蓄台帳上、ペット用ゲージ 8 のところ、現物は 7 であった。
- ・おむつや生理用品などの非常時備品について、推奨使用期限を超えたものが保管されていた。
- ・危機管理課が保管している物品で、備蓄台帳に記載のないもの（非接触型体温計・カセットコンロ）があった。
- ・備蓄台帳に記載のない物品（扇風機 2 台）が保管されていた。
- ・防護服・防護マスクについて、台帳と現物の整合性が確認できなかった。

【意見】	備蓄状況の確認結果について
<p>備蓄台帳について、正確な記載となるように修正するとともに、推奨使用期限を超えた未使用品については、産業廃棄物として処理を進める等、備蓄品の整備が必要である。</p> <p>また、当拠点備蓄倉庫内の状況については、どこに何が保管されているのか、迅速に確認することができなかった。備蓄品の適正な管理と災害時の迅速な対応を可能とするために、棚のロケーションごとに保管品目及び数量を明瞭に確認できるよう保管するとともに、備品台帳にもロケーションを追加記載するなど台帳と現物との整合性を速やかに確認できるように整備を行うことが必要であると考え。</p>	

2-7. 危機管理局危機管理課（5-23. 防災情報システム維持事業）(P.200)

(1) 防災 DX の推進について

福井市においては、災害時における市民への情報発信については以下のような方法で実施している。

ア.防災行政無線（屋外スピーカー）

避難情報などを屋外拡声子局より一斉に放送。令和 4 年 4 月現在 215 箇所を設置。放送内容を電話で確認することができる。

イ. 防災行政無線（戸別受信機）

避難情報などを指定避難所、自治会連合会長宅、土砂災害警戒区域及び沿岸部の自治会長宅や福祉施設、市内全ての幼稚園や保育園、認定こども園に設置している戸別受信機より一斉に放送。令和 4 年 4 月現在 980 台設置。

ウ.緊急速報メール（エリアメール）

福井市内にある携帯電話・スマートフォンに、緊急地震速報や災害避難情報が配信される。

エ.福井市防災気象情報メール

気象や地震などの災害情報や避難情報が配信される。登録が必要である。

オ.福井市公式 LINE

市政に関する情報や災害時の緊急情報などが配信される。登録が必要である。

カ.Yahoo!防災速報

緊急地震速報や津波・大雨・避難情報など、さまざまな防災情報が配信される。現在地と事前に登録した3地点の情報を配信。

このうち、ア・イの防災行政無線システムは平成19年度から整備を行っており、令和4年度までに15年経過している。令和4年度に支出した主な内訳は以下のとおりである。

事業番号名称	節内訳番号名称	摘要	金額(千円)
防災情報システム維持事業 事務諸経費(経)	委託料 保守点検委託料	防災行政無線設備保 守点検業務	36,256
	需用費 電気料	防災無線電気料 令和4年4~令和5年 3月分	13,309
防災情報システム維持事業 普通建設事業(単)直接	工事請負費 維持補修工事	旧越廼総合支所屋外 拡声子局移設工事 他	11,176
	備品購入費 1件100万以上の 備品	監視制御装置予備品	9,680

【意見】	防災DXの推進について
	<p>災害時の情報伝達を迅速にかつ支障なく行えるように、防災行政無線システムについて継続的な維持管理が行われているが、システム及び設備の老朽化が進み、部品の製造中止への対応も余儀なくされている状況である。</p> <p>自治体ごとで防災情報システムの標準化が進んでいない現状のもと、相次ぐ気象災害の発生への対応は重要度を増している。リアルタイムの防災情報の収集・提供を始め、安否確認・被災シミュレーション等、防災に対するデジタル分野の役割は欠かせないものである。</p> <p>情報を入手するためには登録が必要となっている福井市防災気象情報メール、福井市公式LINEについては、認知度を高めることにより登録者数の増加を図るとともに、デジタル庁が公開している防災DXサービスマップや防災DXサービスカタログを参考に</p>

しつつ、福井市にとっての最適な防災情報システムの構築・維持・運用に関して、費用対効果を勘案し、長期的視点をもって、より有効で効率的、かつ経済的な運用を検討することを期待する。

2-8. 危機管理局危機管理課（5-29. 沿岸警備協力隊活動支援事業）(P.216)

(1) 補助金の支出について

福井市沿岸警備協力隊への補助金について、沿岸警備協力隊の沿岸部における活動への支援を目的とし、福井市生活安全活動事業補助金交付要領に基づき交付されている。

補助金の処理については、福井市沿岸警備協力隊々則において、事務局及び国見・川西・越廼の各地区支隊で協議し分配する（第19条）、補助金の趣旨及び目的等を十分に理解し、適正な会計処理を行う（第19条の2）、とされている。

令和4年度の補助金の分配及び支出の概要は以下のようになっている。

（※補助金以外に前年度繰越金及び隊員会費の歳入がある支隊・事務局は、歳入と歳出は一致しない）

（単位：円）

	川西支隊	国見支隊	越廼支隊	事務局	合計
（歳入の部）					
補助金	120,000	120,000	120,000	26,000	386,000
（歳出の部）					
沿岸警備経費	105,552	85,846	119,646	-	311,044
訓練開催経費	-	-	-	-	-
広報活動経費	-	-	-	-	-
会議等開催経費	15,000	10,588	354	750	26,692
予備費	4,536	2,100	-	23,022	29,658
被服代	-	33,055	-	6,193	39,248

川西地区支隊の福井市補助金会計報告によると、支隊長が取締役となっている有限会社に対し、警備艇保管管理代、警備艇陸送代、警備艇整備点検代等の沿岸警備経費として合計74,952円、総会資料・コピー代・事務費として15,000円の支出が行われている。

国見地区支隊の福井市補助金会計報告書によると、警備艇整備・管理費の沿岸警備経費として、副支隊長2名と第二班長1名の計3名に各5,000円ずつ支出が行われている。また、会議等開催経費のうちプリンターインク代6,980円の領収証については、宛先が、国見地区支隊会計班長の経営する作業所となっている。

【意見】	適正な補助金支出について
福井市沿岸警備協力隊々則第19条の2において、「補助金の趣旨及び目的等を十分に理解し、適正な会計処理を行う」と定められている。補助金の趣旨及び目的として定められている、福井市生活安全活動事業補助金交付要領第3条(4)「沿岸警備思想の普及	

啓発、海上又は沿岸における犯罪及び事故の防止、隊員の資質向上及び沿岸警備に関する協力者の確保等に関する事業」目的に照らして、適正な支出が行われているか否か、客観的に判別不可能な状況である。

補助金の趣旨及び目的に照らし、適正な支出が行われるよう指導を行うことが必要と考える。

2-9. 環境事務所環境政策課（6-12. 3R啓発事業）(P.245)

(1) 事業系一般廃棄物の処理手数料について

廃棄物処理法にて、事業者は廃棄物を「自らの責任において適正に処理しなければならない」とされていることから、福井市では、事業系一般廃棄物処理について手数料を徴収している。福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例によると、当該手数料は以下のよう
に設定されている。

種別	取扱区分	単位	金額
事業系一般 廃棄物	事業者が自ら搬入する場合(許可業者に委託して搬入する場合を含む。)	10キログラムまでごとに(10キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)	44円
	集積所へ搬出する場合	指定袋1枚につき	88円

現行の搬入時の処理手数料は、平成8年の改定以降、消費税改定以外での見直しを実施しておらず、福井県内の自治体や類似の自治体と比較すると、非常に安価な状況にある。福井市が把握している他自治体50都市(主に県庁所在地)の平均手数料は、約132円となっており、福井市の手数料はその1/3の水準で、この50都市のうち下から2番目に安価である。

福井市は、平成31年3月改定の資源物及び廃棄物処理基本計画(中期版、平成31年度から令和5年度までが対象)に事業系ごみ手数料の見直しを検討すると明記しており、当初は令和2年度に条例改正を実施する予定であった。しかしながら、新型コロナウイルスによる経済悪化の影響によって改定は延期されており、現段階でも具体的な議論は進展していない状況にある。処理手数料の改定額の試算は、平成29年度に実施しているものが最終となっており、その後は試算を実施していない。

なお、福井市では、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するための「一般廃棄物会計基準」を令和3年より導入しているが、導入より日が浅く、現段階では担当者の理解を深め、精度をあげている状況にあるということであった。

【意見】	事業系一般廃棄物手数料の改定の検討について
福井市の事業系一般廃棄物手数料は、現状に鑑みて、適正な水準になっているかどうか判断できない状況となっている。市の今後の計画を確認したところ、資源物及び廃棄	

物処理基本計画の改定に合わせ、令和6年度より検討を再開するとのことであり、現状では、検討が保留にされている。

手数料が実態よりも、また他市町村よりも安価な状況が続く場合、事業者の意識が向上されず事業系ごみ排出量の削減が促進されず、また、他の自治体より廃棄物が流入するリスクが高まるという問題が生じる。実際に、環境省の一般廃棄物実態調査結果では、福井市の人口1人当たりの事業系ごみ排出量は275gとなっており、全国平均である254gを上回っている。

本来は事業者が負うはずの負担が、市民全体に転嫁される状況は望ましくなく、検討を先延ばしにすればするほど、状況は悪化していくことが予想される。福井市の手数料水準は、他の都市より安価であるため、早急に、事業系一般廃棄物手数料の改定についての具体的な検討を実施すべきである。その際には、一般廃棄物会計基準に基づいて、適切に処理コストを算出し、その結果を活用していくことが必要不可欠であると考え

(2) 家庭系一般廃棄物の処理手数料について

福井市では、自ら処分しない家庭系一般廃棄物については、適正に分別し、指定袋により規則で定める集積所へ搬出しなければならないこととされている。

家庭系指定袋は、処理経費などが全く販売価格に転嫁されておらず、製造業者と小売業者の交渉で販売価格が決まっており、10枚セットで100円程度にて販売されている(販売店によって多少ばらつきがある)。それに対して、事業系指定袋は、上述したように、1枚88円の10枚セットで880円にて販売されている。

国全体としては、一般廃棄物の有料化に関して、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和5年改訂版)」に「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである」と記載されており、一般廃棄物の有料化を推進すべきことが明確化されている。

【意見】	家庭系一般廃棄物処理の有料化の検討について
------	-----------------------

<p>家庭系一般廃棄物処理手数料の有料化についても、事業系一般廃棄物処理手数料の改定と併せて、検討していくべきである。市としては、まずは、事業系一般廃棄物処理手数料の改定を実施してから、家庭系一般廃棄物処理手数料の検討を実施するとのことであり、現在検討を中止しているとのことであった(令和6年度より検討を再開する見込)。</p>
--

<p>家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物は、それぞれ処理責任の所在が異なるが、廃棄物処理全体の視点から検討することが重要である。</p>
--

近年、他市町村でも家庭系一般廃棄物処理手数料を有料化する自治体が増加していることから、今後の市民1人1日当たり排出量や処理経費の推移及び社会状況を注視しつつ、具体的な検討作業に取り組んでいくことが必要である。

また、そもそも家庭系指定袋に処理手数料が含まれていないという事実を知らない市民も多いことから、有料化にあたっては、現状を適切に市民に伝える機会を積極的に設けていく必要があると考える。

2-10. 環境政策課（6-17. 浄化槽施設管理事業）(P.257)

(1) 特定地域生活排水処理事業の経営・財政状態

福井市における汚水処理は、公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業の3つの事業により進められている。令和4年度の利用世帯数の内訳は、以下のとおりとなっている。

処理方法	世帯数	構成割合
公共下水道	97,097	91.0%
集落排水	4,494	4.2%
合併処理浄化槽	3,242	3.0%
汲取・単独処理浄化槽	1,889	1.8%
合計	106,722	100.0%

福井市の合併処理浄化槽区域では、市が設置・維持管理している合併処理浄化槽と使用者が設置・維持管理している合併処理浄化槽の2種類が存在し、市が設置しているものに対しては「福井市特定地域生活排水処理施設事業」として事業を実施している。対象区域は1地区(美山地区)であり、対象となる浄化槽は241基(令和4年度時点)である。

令和4年3月に策定されている「福井市特定地域生活排水処理施設事業経営戦略」にて、公開されている特定地域生活排水処理施設事業の決算状況及び今後の収支計画は次のとおりである。

(単位：千円)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和12年度
収益的収支	収益的収入	1.総収益(A)	26,213	29,755	29,263	28,681	27,518
		(1) 営業収益 (料金収入)	6,082	5,862	6,273	6,101	5,816
		(2) 営業外収益 (他会計繰入額)	20,131	23,893	22,990	22,580	21,702
	収益的支出	2.総費用(B)	26,194	30,285	29,363	28,781	27,618
		(1) 営業費用 (職員給与他)	25,235	28,931	28,477	27,986	27,336
		(2) 営業外費用	959	1,354	886	795	282

	(支払利息)					
	3.収支差引 (C)=(A)-(B)	19	△530	△100	△100	△100
資本的 収支	1.資本的収入(D)	6,769	7,278	6,900	7,166	4,800
	2.資本的支出(E)	6,769	6,848	6,900	7,166	4,800
	3.収支差引 (F)=(D)-(E)	0	430	0	0	0
収支再差引		19	△100	△100	△100	△100

美山地区における人口推移は、「福井市人口推計表」によると、令和2年を基準年とし、5年後の令和7年には11.6%の減少、10年後の令和12年には22.6%の減少と見込まれており、収支計画においては、使用料は今後約10%減少すると予想されている。それに対して、維持管理費用は、浄化槽の基数は減少していくものの、経年劣化により修繕費が増加するため、結果として微増となることが想定されている。収入は確実に減少していく半面、支出は減少せずに微増となることから、使用料収入で賄える割合が低減し、今後も一般会計からの繰入に依存せざるを得ない。さらに、福井市では、使用料金の額を公共下水道料金と同額にするという方針を採用しており、汚水処理費用を賄うために独自の料金を設定することは難しいため、今後の事業運営は、さらに厳しいものになると考えられる。

そのような状況下で、福井市は、令和4年度より、市設置型の浄化槽を個人設置型に移行し、合併処理浄化槽の一元化を図る事業(早期譲渡契約者に対して送風機の無償交換、3期分の使用料免除)を実施する予定であったが、令和5年度中に公共浄化槽事業の地方公営企業法適用(企業会計移行)を完了する必要性があったことから、同法適用を優先した結果、十分なリソースが割けず、一元化を図る事業の実施は見送られた。

【意見】	特定地域生活排水処理事業の早期検討について
<p>特定地域生活排水処理事業の総収益は、一般会計繰入金に依存しており、その財政は、厳しい状況にある。将来的にも、そもそもの使用料金が安価である上に、使用者人口も減少しているため、さらに厳しい状況に陥っていくことが予想されている。</p> <p>令和4年度に見送られている一元化の検討について、令和5年度の進行状況を確認したところ、令和5年度も企業会計への移行に注力しているため、具体的な検討は実施されていないとの回答を得た。確かに、限られた予算と人員にて全ての課題に対応することは難しい。しかしながら、放置しておいても課題は自然に解決されないばかりか、対応が遅れば遅れるほど、損失が拡大していくため、市としては、早期に、課題解決に向けた取組を検討し、実施していく必要があると考える。</p> <p>なお、令和6年度より、特定地域生活排水処理事業の運営は企業局に移管されることが予定されており、公共下水道事業、集落排水事業とともに汚水処理事業の運営が一本</p>	

化されることとなる。今後、汚水処理事業全体の観点から、最適な事業構想の検討が進むことを期待したい。

2-11. 環境事務所収集資源センター（8-1. 古紙回収推進事業）(P.291)

(1) 古紙等回収奨励金について

当事業では、市民団体の集団資源回収の実施を奨励するため、奨励金を交付し、市内の地域住民で組織する各種団体による新聞・雑誌類の集団回収を促進している。奨励金の交付の対象となる品目は、新聞紙(チラシを含む)・雑誌(資源化可能な雑がみを含む)・紙パックであり、前期(1月から6月まで実施分)・後期(7月から12月まで実施分)の2回に分けて、回収量1キログラム当たり4円の額を乗じた額が交付される。交付対象となる団体は、PTA 又は保護者会や子ども会、老人会など、市民で組織される非営利目的団体で、かつ年2回以上継続的に回収を実施する団体としている。

古紙等集団資源回収による回収量及び資源回収団体登録数、奨励金の交付金額の過去5年間の推移は、下表のとおりである。

区分/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新聞(t)	1,645	1,548	956	964	860
雑誌(t)	1,488	1,369	914	906	798
紙パック(t)	3	2	2	2	2
合計(t)	3,136	2,919	1,872	1,872	1,660
団体登録数	213	207	161	166	161
奨励金(千円)	※ 15,681	11,677	7,490	7,486	6,639

※平成30年度までは回収量1キログラム当たり5円の額を乗じた額

なお、福井市では、新聞・雑誌については収集を実施しておらず、紙パックについては月に1度収集を実施している。

【意見】 古紙等回収奨励金の有効性の検証について

上記表より、近年、資源回収登録団体数が大幅に減少しており、集団資源回収による古紙等回収量も減少傾向にあることが分かる。それに伴って、古紙等回収奨励金の交付金額も減少している。特に、過去3年間の減少は著しく、令和4年度は平成30年度と比較して、団体登録数は、△52団体(△24.4%)、古紙等回収量は△1,476t(△47.0%)となっている。減少の要因としては、令和2年度より新型コロナウイルス感染症が猛威を振るったことにより、資源回収団体の活動が制限されたことが挙げられるが、回収量の減少△47.0%は、団体登録数減少の△24.4%を大幅に上回っていることから、その他の要因も存在していることが考えられる。ここで、注目したいのは、排出方法の多様化である。

新聞・雑誌の排出については、市が収集を実施していないため、以前は、集団資源回収が主な回収手段であった。しかしながら、現在では、

- 1 集団資源回収
 - 2 古紙回収業者(市内に 19 件)への無料持込み
 - 3 各連絡所(美山・越廼・清水)への無料持込み
 - 4 資源回収拠点「わけるば」(市内に 4ヶ所)への無料持込み
 - 5 民間事業者(令和 5 年 10 月現在で市内 30 件)の店頭無料回収
- と多岐にわたっている。また、集団資源回収は年に 2、3 回程度しか実施されないのに対して、それ以外の回収方法では、主に各施設の営業時間内に持ち込むことが可能である。

古紙等回収奨励金の目的は、資源のリサイクルを図ること及びごみの減量化による処理経費の削減である。しかしながら、近年では、奨励金の対象となる新聞・雑誌の購読数が減少しているのに加え、市民が自ら適時に回収拠点に持ち込むことが増加しているため、古紙等回収奨励金の交付が、どの程度、処理経費の削減に貢献しているかについては疑問が残る。

集団資源回収には、地域コミュニティを通じて、市民のリサイクルへの意識を高めるという目的もあり、これまで、リサイクルの推進やごみの削減に、一定の役割を果たしてきたことは確かである。ただ、時代背景は変化しており、今後、啓発活動によって集団資源回収量を増加させていくことにも限界がある。従って、奨励金の支出に見合った効果があるか否かという点は、継続的に検討していく必要があると考える。

2-12. (8-2. 地域清掃美化支援事業) (P.295)

(1) ごみステーション美化協力金について

当事業では、自治会のごみステーションの維持管理・周辺の美化活動のために、自治会の世帯数に応じてごみステーション美化協力金を支給している。交付要綱によると、対象となる事業は、自治会が行うごみステーションの維持管理及び周辺の美化に関する事業であり、美化協力金の額は、下表のとおりである。

自治会世帯数	美化協力金
40 世帯以下	10,000 円
41 世帯以上 80 世帯以下	13,000 円
81 世帯以上 120 世帯以下	16,000 円
121 世帯以上 200 世帯以下	19,000 円
201 世帯以上	22,000 円

また、過去 3 年間の美化協力金の交付実績は下記のとおりである。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
美化協力金額(千円)	17,517	17,630	17,901
交付件数(件)	1,449	1,460	1,482

ごみステーション美化協力金を申請するには、各自治会長が、「福井市ごみステーション美化協力金交付申請書」及び「福井市ごみステーション美化協力金報告書」を記載し、提出する必要がある。なお、事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、提出の必要はないが、対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

令和4年度の交付申請書及び報告書を閲覧したところ、報告書には、実績金額ではなく、使用予定金額の内訳を記載することとなっており、予め印字されている内容(ごみステーションの清掃、ごみステーションの修繕、ごみステーションに出された不法投棄物の処理、その他)の各欄に金額を記載する形式となっていることを把握した。

また、報告書の記載の水準は統一されておらず、詳細に内容を記載しているものもあれば、無記載のものもあった。なお、金額記載が全くないもの又は全ての欄に0円と記載しているものは27件、報告書記載の金額が明らかに美化協力金の交付金額を下回っているものは32件存在した。

【意見】	美化協力金の形骸化改善について
	<p>各自治会から提出された報告書に、いくら活動費用が生じたのか不明瞭なもの、又は活動費用が交付金額に満たないものが散見され、そのような申請についても、交付要綱に規定されている協力金額が交付されている。</p> <p>そもそも、報告書が実績値ではなく、使用予定を記載する形式となっており、証拠書類の提出も不要であることから、活動の予定金額の概算を記載するだけで、協力金の交付を受けることができる。その結果、活動実態がないにもかかわらず、形式的に申請書類を記載し提出することで、協力金が交付されてしまう可能性がある。1件当たりの交付金額は少ないものの、交付先が1,500件近くあることで、1年単位では多額の支出となっており、実質を伴わない支払が実行される可能性は排除されるべきである。</p> <p>なお、交付要綱策定当初は、証拠書類の提出は求めていなかったが、平成30年度からは、内部監査の指摘もあり、用途の詳細を確認するために詳細な報告書の提出を求めていた。しかし、「自治会長の負担が増加する」、「記入する箇所を極力減らしてほしい」との要望が多く自治会長から寄せられることとなり、令和3年度からは報告水準を引き下げた形式となっているとのことである。確かに、自治会長の負担軽減を図ることは大切であるが、負担軽減と報告書の記載内容のバランスを図っていく必要がある。現状の報告水準では、各自治会が具体的に何を実施しているのかを把握することは難しいため、報告書に、使用目的を詳細に記載する欄を設ける等、各自治会からの報告水準を引き上げることにより、活動状況と交付する美化協力金の関連性及び効果を確認できるようにすべきである。</p>

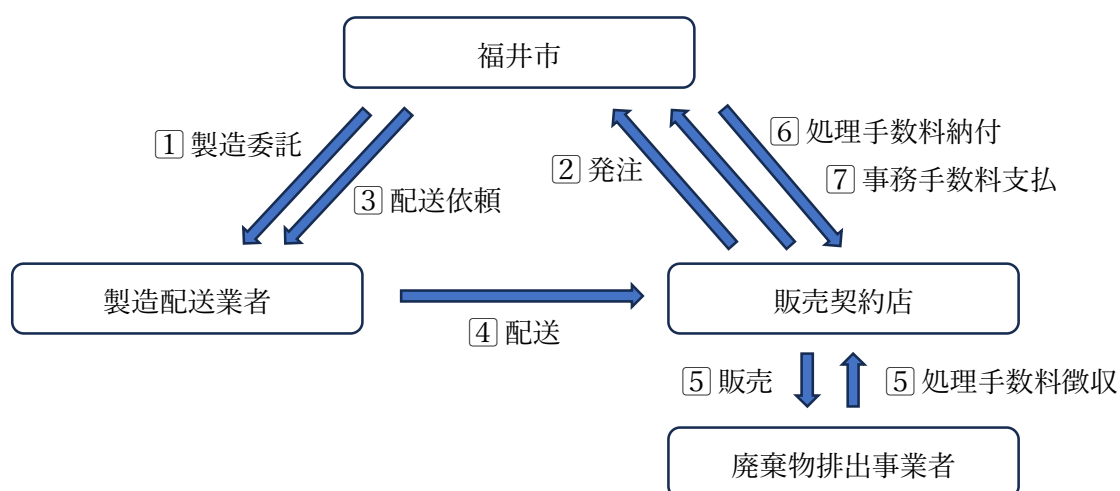
2-13. (8-3. ごみ収集運搬資源化事業) (P.299)

(1) 事業用ごみ袋の製造及び販売について

福井市では、事業者が排出するごみのうち産業廃棄物以外のもの（事業系一般廃棄物）は、次のいずれかの方法により処理することとしている。

- ・ 自ら処理施設に持ち込む。
- ・ 収集運搬許可事業者に収集を依頼する。
- ・ 次の条件に当てはまる場合は、ごみステーションに出すことができる。
 - － 1 ヶ月のごみの排出量が 250kg 以下であること。
 - － ごみステーションを管理している自治会などの同意を得ること。
 - － 福井市の事業所用指定袋を使用すること。

事業系一般廃棄物をごみステーションに出す場合に使用する事業所用指定袋は、次の流れで製造及び販売がなされている。



- ① 製造配送業者は、福井市との契約で指定された数量の指定袋を製造する。
- ② 販売契約店は、福井市に必要な数の発注を行う。
- ③ 福井市は、製造配送業者に販売契約店からの発注数を連絡し、配送を依頼する。
- ④ 製造配送業者は、販売契約店へ発注数の指定袋を配送する。
- ⑤ 販売契約店は、廃棄物排出事業者へ販売し、販売代金（処理手数料）を徴収する。
- ⑥ 販売契約店は、毎月の販売数を福井市に報告し、販売数に応じ徴収した処理手数料を福井市に納付する。
- ⑦ 福井市は、販売契約店に月次の販売数に応じた事務手数料を支払う。

① 事業用ごみ袋の販売及び処理手数料の徴収

福井市は、販売契約店に指定袋の販売及び処理手数料の徴収事務を委託する。販売契約店は、廃棄物排出事業者に販売した指定袋の数量に応じて、当該事業者より処理手数料を徴収し、同額を福井市に納入することとなる。福井市は、販売契約店から月ごとに報告さ

れる販売数量合計に基づき処理手数料の納入を受け、また、事務手数料の支払いを行っている。従って、販売契約店から報告される販売数量は処理手数料等の算定の基礎として重要であるが、これまで、明細を入手するなどにより、その内容の確認は十分に行われてこなかった。

令和5年10月のインボイス制度導入後は、媒介者交付特例を適用し、原則として販売契約店が廃棄物排出事業者からインボイスを交付することとしている。同制度に対応するため、販売契約店は売上の内訳一覧を作成し、福井市に精算書として提出することとしている。

なお、販売契約店は、製造配送業者より配送された指定袋を在庫として保管することとなる。福井市は、月次の報告において在庫数量の把握を行っているが、実際の在庫数量の確認を行っていない。

【意見】	事業用ごみ袋の販売方法等の見直しについて
<p>処理手数料の徴収及び事務手数料の支払いは、販売契約店における指定袋の販売数量に基づき行われるため、福井市にとって、その販売数量の正確性を確認することが重要となる。</p> <p>これまで、福井市は、販売契約店から報告される月次の販売数量を信頼し、処理手数料の納入を受け、事務手数料の支払いを行っていたが、その正確性を確かめる手続が必要であったものとする。インボイス制度導入後は、その内訳一覧を精算書として提出を受けることとなり、報告される販売数量について一定の正確性を確認できるようになっている。加えて、販売数量の正確性を担保するためには、販売契約店が保管する在庫数量の確認も必要である。販売契約店から定期的に棚卸結果の報告を受け、また、福井市が定期的に巡回し、現物の確認を行うことが考えられる。</p> <p>しかし、販売契約店は50以上あるため、それぞれの販売、在庫等の適切な管理を行うことは福井市にとって事務負担となる。また、販売契約店にとっても、精算書の作成など、通常の売上管理と異なる作業が要求されており、負担となっていることが推測される。</p> <p>そこで、現状の販売契約店の販売数量に基づき処理手数料の納入を受ける方法を変更し、販売契約店に納品した数量に応じて、販売契約店より処理手数料を前納してもらう方式、又は買取方式(※)に変更することが考えられる。販売契約店への納品は、福井市の指示に基づいて行われているため、その数量に基づき処理手数料を算定することとなれば、福井市は処理手数料の正確性を容易に確認可能となる。また、販売契約店が在庫リスクを負う形態とすることで、福井市として販売契約店が保管する在庫の管理は不要となる。販売契約店にとっても、指定袋の納品、販売を、通常の仕入れ、販売と同様に処理することが可能となり、インボイス制度導入後に作成している精算書作成の事務作業も不要になるものとする。</p> <p>現在、福井市では家庭用ごみ袋の有料化の検討も行っており、それが実施される場合には、その販売店の数は、事業用指定袋の販売契約店の数よりも大幅に増加する可能性</p>	

がある。家庭用指定袋と事業用指定袋を同じ方式で取り扱うことを前提とすれば、福井市及び販売契約店の双方にとって可能な限り事務負担の少ない方式を採用すべきであり、事業用指定袋についても、製造、発注、配送も含め、現状の方式を見直すことを検討すべきと考える。

※前納方式とは、委託販売に準じた方式をベースに、処理手数料を販売店に先払いしてもらい、在庫リスクも販売店に負ってもらう方式であり、買取方式とは、委託ではなく、販売店が商品として仕入れ、販売店が自由に価格を設定する方式と想定している。

2-14. 新クリーンセンター建設事務所（10-2. ごみ処理施設整備事業）(P.338)

(1) 新クリーンセンター整備工事の遅延及びその影響について

現クリーンセンターは、平成3年4月の稼働以来、老朽化に伴う設備等の改修や修繕、また長寿命化のための大規模改修工事等を行ってきたが、令和7年度には耐用年数を迎える。福井市は、平成29年に「新ごみ処理施設整備基本構想」を、平成31年に「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定し、新たなクリーンセンターを建設し、令和8年度より稼働する計画としている。

新クリーンセンターの概要は次のとおりである（現センターとの比較）。

施設名	現クリーンセンター	新クリーンセンター (計画)
所在地	福井市寮町 50-41	福井市寮町 50 字外
敷地面積	14,100 m ²	56,000 m ² (事業対象敷地面積。現クリーンセンター敷地面積を含む)
延床面積	9,594 m ²	9,592 m ² (工場棟及びエントランス棟)
竣工年月日	平成3年3月	令和8年3月
公称能力	345t/日 (115t/24h×3 炉)	265 t/日 (132.5 t/24h×2 炉)
型式	全連続燃焼式流動床炉	焼却ストーカ方式
処理対象物	ア 可燃ごみ イ 可燃性粗大ごみ	ア 可燃ごみ (廃プラ含む) イ 可燃性粗大ごみ ウ 災害廃棄物 (緊急時)
工事施工者	石川島播磨重工業	神鋼・鹿島・石黒特定建設工事 共同事業体
建設費	7,863,446 千円 (竣工時の建設費。 管理棟 336,614 千円含む)	22,811,928 千円

「新ごみ処理施設整備基本計画」では、新クリーンセンターの整備スケジュールは次のとおり計画されている。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
環境影響調査関連	方法書	現地調査	準備書・評価書					
用地関連		現地測量		都市計画決定	造成工事			
施設整備関連	施設整備基本計画 PFI導入可能性調査	施設整備基本設計	事業者選定		施設整備実施設計	建設工事		

今回の新クリーンセンター整備は、設計・建設及び運営・維持管理を一括して発注するDBO方式により行われている。当該事業者は、一般競争入札（総合評価方式）により令和4年1月に選定され、福井市は、同3月に当該事業者との契約を締結している。

施設本体の建設工事に先立って、敷地造成工事が令和4年3月～令和5年9月の工期で開始された。当該工事においては、起工後の測量で掘削土量の増加及び想定外の多量の湧水が確認されたため、ボーリング調査を実施したところ、支持地盤が、想定より深いことが判明した。そのため、地盤改良工の増工が必要となり、令和4年9月に請負代金を増額する変更契約を締結している。

更に、造成工事を進める中で、次第に工事の遅延が生じ、令和5年8月に工期を延長する変更契約を締結し、工期を令和6年3月までとしている。

令和5年11月末現在の造成工事の進捗率は82.6%となっている（工期延長後の計画進捗率は78.8%）。



※令和5年12月下旬に現クリーンセンターより撮影

敷地造成工事の経緯

令和4年3月	工事請負契約・着工	請負金額：1,347百万円 工期：令和4年3月～令和5年9月
令和4年9月	請負代金を増額する変更契約	請負金額：183百万円増額 工期：変更なし
令和5年8月	工期延長の変更契約	請負金額：変更なし 工期：令和6年3月まで延長

敷地造成工事の工期延長に伴い、後続の工事である施設本体の建設工事のスケジュールも見直しが必要となっている。施設本体の建設工事は令和5年9月～令和8年3月の工期であったが、現場での着手が令和6年3月に延期されることとなり、現在、新たなスケジュールは事業者と協議中である。

現状のスケジュールは次のとおりとなっている。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本計画での想定スケジュール		造成工事		建設工事			新施設稼働
		実施設計		建設工事			新施設稼働
実績及び予定	用地関連	調整池整備		工期延長			
		造成工事		工期延長			
	施設整備関連	施設整備 基本・詳細設計		現場着手延期	工期について協議中		
		施設整備 基本・詳細設計		現場着手延期	建設工事		

【意見】	新クリーンセンター稼働延期の影響の検討及び対応計画の策定について
<p>新クリーンセンター整備のスケジュールは遅延しており、令和8年4月の稼働が延期となる可能性もある。新クリーンセンターの稼働が延期となった場合には、次のような影響が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現クリーンセンターの使用を延長することとなる可能性が高い。現クリーンセンターは令和7年度までの使用をもって廃止することを前提に設備の維持修繕を行っており、使用を延長する場合には、設備への影響を検討し、維持修繕の計画を見直す必要がある。 ・ 現クリーンセンターの運転は、市職員による直営班2班及び委託事業者による委託班3班の体制で、また、ごみ持ち込みの受入れや施設の管理は、市職員による直営体制で行われている。一方で、新クリーンセンターにおいては、これらを全て委託事業者が担うこととなっており、現クリーンセンターの職員の多くはその稼働停止とともに離任することとなる。現クリーンセンターの使用を延長する場合には、運転等の体制を検討し、その要員の確保が必要となる。 ・ 現在、越廼・清水区域のごみは鯖江広域衛生施設組合の鯖江クリーンセンターで処理を行っている。令和8年度より、福井市は当該組合より離脱し、越廼・清水区域を含め、市内全域の燃やせるごみを新クリーンセンターで処理する予定としている。新クリーンセンターの稼働が延期された場合は、越廼・清水区域の燃やせるごみをどのように処理するかを検討し、その体制を構築することが必要となる。 <p>上記のとおり、稼働が延期となった場合には、ごみ処理業務及びごみ収集業務等に大きな影響を及ぼすことが想定される。福井市は、施設整備のスケジュール見直しと並行し、それによる影響及び対応策についての検討も進めている。引き続き、関係機関が密に連携し、稼働延期となった場合の対応計画を策定することが重要である。そして、市民生活、ごみ処理業務及びごみ収集業務等に混乱が生じないよう、適切な時期に稼働延期の可否の意思決定を行うことが必要と考える。</p>	

以上